

第百十四回国会 参議院農林水産委員会會議録第二号

平成元年三月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

二月十四日

辞任

上杉 光弘君

橋本 敦君

二月十五日

辞任

河本嘉久蔵君

二月二十七日

辞任

鈴木 貞敏君

二月二十八日

辞任

原 文兵衛君

三月六日

辞任

上杉 光弘君

三月七日

辞任

吉村 真事君

三月二十七日

辞任

本村 和喜君

三月二十八日

辞任

坂野 重信君

坂野 重信君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

村沢 牧君
刈田 貞子君

青木 幹雄君
上杉 光弘君

浦田 勝君
大塚清次郎君

北 修二君
熊谷太三郎君

佐藤謙一郎君
高木 正明君

初村滝一郎君
一井 淳治君

菅野 久光君
下田 京子君

三治 重信君
喜屋武眞榮君

堀之内久男君
羽田 孜君

水谷 力君
浜口 義晴君

塩飽 二郎君
松山 光治君

吉國 隆君
渡辺 武君

片岡 光君

衆議院議員

農林水産委員長

農林水産大臣

政府委員

農林水産政務次官

農林水産大臣官房長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農畜園芸局長

農林水産省食品流通局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

厚生省生活衛生局乳肉衛生課長

農林水産省畜産局審議官

武智 敏夫君

難波 江君

本日開会に付した案件

○理事補欠選任の件

○農協共同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林水産政策に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(福田宏一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二月十四日、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として神谷信之助君が選任されました。

また、昨日、本村和喜君が委員を辞任され、その補欠として坂野重信君が選任されました。

○委員長(福田宏一君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(福田宏一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に鈴木貞敏君、吉川博君を指名いたします。

○委員長(福田宏一君) 次に、羽田農林水産大臣及び水谷農林水産政務次官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。羽田農林水産大臣。

○国務大臣(羽田孜君) このたび農林水産大臣を拝命いたしました羽田孜でございます。

農林水産業をめぐる内外の情勢は、私が前回大臣を務めましたときよりさらに厳しさを増している認識をいたしております。このような重要な時期に農林水産大臣を再び拝命しましたが、その責務は極めて重大であり、身の引き締まる思いであります。

農林水産業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食料等を安定的に供給するという重大な使命を担っているほか、活力ある地域社会の維持、国土・自然環境の保全など、我が国の経済社会の土台を支える重要な役割を果たしております。

私は、皆様方の御指導をちょうだいいたしまして、農林水産行政の責任者として、我が国の農林水産業に新たな展望を切り開いていくよう最大限の努力をする決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(福田宏一君) 次に、水谷農林水産政務次官。

○政府委員(水谷力君) このたび農林水産政務次官を拝命いたしました水谷力でございます。

我が国の農林水産行政は、幾多の困難な課題を抱えておりますが、羽田大臣を補佐いたしまして、全力を傾けてこの難局に当たりたいと存じております。

何とぞ委員皆様方の御支援のほどをお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(福田宏一君) 次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院農林水産委員長(堀之内久男君) ただいま議題となりました農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に制定され、昭和四十一年以来、六回にわたり、同法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間の延長措置を講じてきたところであります。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいったのであります。が、全国的には依然として、規模の小さい農協、行政区域未済の農協が多数存在し、これら農協にあっては経営基盤の強化を図ることが緊急の課題となっております。また、今日、農協を取り巻く経営環境の変化、とりわけ、金融自由化、農産物輸入自由化の進展による影響が懸念されるに至っており、系統農協では、組織の全力を挙げ、農協合併の推進に取り組むこととして、農業協同組合合併助成法の再延長を要望しているところであります。

本案は、こうした課題にこたえるため、平成元年三月三十一日をもって期限切れとなる同法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間を、平成元年四月一日から平成四年三月三十一日まで延長することとし、この合併経営計画の認定を受けて合併する農業協同組合に対し、従前と同様に、法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、租税特別措置法等関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助としようとするものであります。

以上が本案提出の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(福田宏一君) それでは、これより質疑

に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○菅野久光君 羽田大臣、二度目のお務め、本来ならば大臣に就任ということでおめでとうございませうと申すことなんでしょうが、この厳しい農政不信の中で大臣でありますから、御苦労さまですというのをまず申し上げておきたいというふうに思っています。何とか、この農政不信を取り除くために最大限のひと努力をしていただきたいというふうに思っています。それとまた、畜産価格の決定を目前にして、衆議院の方では何か委員会も開かれたいという状況で、農民の方々にとっては一体国会というところはどうかというところだろというふうな思いをしておられるのじゃないかというふうな思いをしますが、参議院は委員長や理事の皆さん方の御努力で、本日短い時間ではありますけれども、この委員会を開くことができたというところについて、その御努力に心から敬意を表したいと思います。

時間もございませんので、当面する畜産価格の問題について、まず酪農経営の現状認識の問題であります。いよいよ平成元年年度の加工原料乳の価格について新聞論調等見えてきますと、北海道における生乳の生産費が約九・八%下がっているというふうなことから、四年連続引き下げというふうな方向で、何か作業が進められているというふうなことがしきりに報道されております。昨日の日本農業新聞では、「底なし乳価もう限界」という見出しで、「政府の引き下げ路線に猛反発」というふうな見出しも出ておりました。私もずっとこの農林水産委員会畜産価格の審議に当たってきたという立場からすれば、この農民の人たちの気持ちは十分過ぎるほどわかるわけでありました。したがって、この平成元年年度の加工原料乳の価格は、酪農経営の安定に十分配慮して再生産、所得の確保が図られるように、適正に決定することがどうしても必要だというふうに思っています。

ここ三年、本当に連続して価格は引き下げられ

ておるわけですが、これは生産現場の実態を無視した機械的な算定方式による決定であつて、ことしもということになることについては、私は断じて許されるものではないというふうに思っています。そんな点で、まず初めに、畜産をめぐる状況が昨年米のように変化してきたのか、その引き下げを可能とするような素地があるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思っています。

○国務大臣(羽田孜君) まず、最近の畜産をめぐる情勢でございますけれども、我が国の畜産は、今や我が国の農業の基幹的な部門になっております。最近においては需要の伸びが鈍化傾向を示す、これはもうもろもろのものはそうでありましても、牛肉を除きまして生産力の増大や輸入食品との競合により、ややもすれば需給不均衡の事態を招来しやすい状況となつておるといふことが申し上げられると思つております。また、対外的にも市場開放問題についての厳しい対応を余儀なくされて

いる状況であります。こうした中にもありまして、酪農、肉用牛等の経営状況につきましては、本年度においては総じて安定的に推移してきておるところでございますけれども、今後とも、畜産物の安定供給と畜産経営の健全な発展を図っていくためには、畜産物の需要動向への的確な対応に努めるとともに、生産コストの低減等、経営の体質強化を図っていくことが緊要な課題となつておるといふふうに私も認識しております。

そして、今先生の方から御指摘がありましたので、すけれども、四年連続引き下げに向かつて準備をしているのじゃないかということでありまして、これは機械的にそういうことを申しておるわけではないわけでありまして、御案内のとおり、一定のルールに基づきまして生産費を調査しております。もうこれはよく御案内のとおり、子牛の価格が非常に高いという状況にあるということと、そしてえさも一回値上げを少ししましたけれども、比較的低位に安定してきておるといふことでも、生産費が九・八%ほど下がつておるといふこと

とでございます。そういうことが一般に報道されるときに、価格そのものが何か引き下げられるというふうな報道されておるわけでありまして、私も、私どもはそういったものを基本にしながら、需給の事情ですとか、あるいは何と申すんですか、全体の経済情勢、そういったものを見きわめながら畜産振興審議会、こちらでの御議論を踏まえて、私どもは適正な価格を決定していきたい、かように考えております。

○菅野久光君 九・八%というふうなことで何か試算がなされたようであります。

これは、事務当局にも初めて言っておきますけれども、昨年の実は畜産価格のときに、あなたも御存じじゃないかと思うんです。実に答弁が、何かそのときと何か過ぎれば後は何とかなるというふうなことがありまして、私も非常に憤慨したわけですよ。それで、局長、それから前の佐藤大臣が、一応私に対する陳謝もありましたけれども、委員会の場でそれからやっぱりできないものはできないとか、やってもいいのはやってもいい、やれないものはやれない、そういうことがあつて、程度さつぱらんに話し合われなければ何のために委員会をやつておられるのかという、委員会が審議しているのかというところになるわけですよ。それから農政不信というものが起きてくるわけですから、だから農政に信頼を取り戻すという意味から、やっぱり答弁については、特に事務当局について私は最初にそのことを申し上げておきたいというふうに思っています。

本当に、私も昨年以來そういうことで非常に畜産局に対して不信感を持っておるわけですよ。私の不信感を取り除くようなひとつ答弁をしてもらうようにお願いをしたい、このように思っています。そこで、何か私だけじゃなくって一般農民の人たちも、また内外価格差を縮小せよというふうな問題もあつて、下げの要因というところについては極めて敏感に、何というんですか、対応するということか、こういう要因があるということか、対応するんですけど、その下げの要因の主たるものは何です

○説明員(武智敏夫君) 下げの要因につきましても幾つかあるわけでございますけれども、その大きなものにつきましてはいわゆるぬれ子価格、副産物価格でございますが、それが非常に高水準であるというようなこと、あるいは一頭当たりの乳量がかなり伸びておる、あるいは経営規模がかなり大きくなつておるといふようなことが主たる要因でございます。

○菅野久光君 多分そういうことだろうというふう
に思うんですが、プラスするような要因という
のはありませんか。

○説明員(武智敏夫君) プラスの要因といたしましては、ことしの四月一日から消費税が課せられることになっておりまして、今回の行政価格におきましては、その消費税を加味するというような形にいたしております。個々の要素といたしましては、労働力の単価が若干上がつておる、個々の問題はございますけれども、一番大きい要因は消費税の問題であろうかと思ひます。

○菅野久光君 何というんですかね、マイナスの要因はわかります。プラスの要因ということも加味をしていかなないと下げの要因ばかりが強調されまして、例えば今ちょっとお話がありましたけれども、子牛、ぬれ子ですね、これが今非常に高水準であるけれども、そういう価格というのは変動するわけでしよう。それがそのまま算定に織り込むということになれば、これは生乳の生産費が大幅に変動することになっていくわけですね、価格の変動が大きいわけですから。そういうものを一体どういうふうに見るのか。

それから、大臣のところへも農民団体の人が行ったときに言っていました、昨年から、この計画生産から足りないということで搾れ搾れというようなことなどもあつたりして、大麥乳牛の母体に無理をかけているわけですね。無理をかけているから、だから何年か使えるものがその寿命が短くなるわけです。そういうものを一体どういうように見るのか。今まで、例えば六年なり七年なり

で更新したものが五年だとか六年とか短くなる、
そういうものをどのように一体見るのか。そうい
うものは一つもやってないじゃないかという声
は、これは農民から出るのは当然ですね。

それから、生産性のメリットの問題です。これも引き下げの要因ということになっていくわけですが、全部引き下げの要因に何かなつていく、これはもう内外価格差というものを縮めるという意味で、それを使うということは非常に都合がいいのかもしれませんけれども、これは努力が報われなないということとは、どんな仕事の場合でも一番不満がそこにくることじゃないんでしょうか、そういう問題があります。労働時間の短縮、乳量増ですね、こういうことについての、生産性の向上メリットについてはほとんど生産者に還元してないのか。このことについて一体どのように考えるのか、そういうことも私はプラスのメリットとして考えていくべきではないか。

それから、家族労働費の問題です。これももう何年もこのことは要求しているんですよ。でも、全然これは見てくれないといえますか、製造業五人以上規模労賃、これが飼育家族労働についてはこういうことでありますけれども、自給飼料生産の家族労働については、牛乳生産費に使用されている農村雇用労賃で評価しているんですね。この労賃の問題についても、これも何年もずっと要求をしているのだけれども、それについては全然見ようとしてこない。

それから、飼料費の算定の問題についても、昨年の米国の干ばつなどで主要穀物輸出国における穀物供給は、これは不安定な状況にあるというところと言えらると思うんですが、これについては、昨年からは安定基金による補てんが行われていますけれども、これとても生産者の積立金によるものであつて、飼料価格の評価においても全然これが反響されない。そういったようなことが積み重なつて、この引き下げということがもう初めに引き下りて、この引き下げということがもう初めに引き下りて、それに合わせたような形で計算をし

て、試算をして、そして一応もつともらしく価格を決められるということについて、非常に生産者の人たちは不満を持っている、私はそう思っているんですけども、その点についてはどうですか。

○説明員(武智敏夫君) 今広範にわたりましたいろいろな問題の指摘があつたわけでございますが、まず子牛につきまして、我々自身も現在の子牛価格が正直言いまして正常な価格とは必ずしも思つておらぬわけでございます。

したがしまして、従来もといいますが、六十二年度及び六十三年度もそうでございますけれども、生の生産費調査の数字を使つたわけではございませんで、それなりに分析いたしまして、やはり子牛価格についてはどの程度が適切かというような修正をやりまして、そういった数字を使つた経過がございます。ことしの平成元年度の保証価格の算定に当たりまして、まさに高水準な子牛の価格をそのまま使うことについてはどうかなどというような感じもございます。仮に調整をする場合にはどういふような調整をすればいいかというようなことで、現在評価の仕方についていろいろ検討いたしておるわけでございます。

それから、三点目の酪農家のいわゆる生産性の向上、例えば乳量のアップ等でございますが、これも近年かなり急速に乳量をアップいたしておられます。先生御指摘のようなことでかなり個体にも悪影響を及ぼしながらやっておるというようなこともございまして、償却費がかなりふえておると

いうような反面もあるわけでございます。例えば、乳量アップ等につきまして丸々見る方がいいか、あるいはそれをもう少ししなだかな形で見た方がいいかということについても、実は議論が行われておきまして、これも六十二年度及び六十三年度にそれなりの修正を行って、激変緩和といえども、そういうことをやったわけでございまして、平成元年度におきましても同様の措置を講じるのかどうかということを、現在鋭意調整中でございませ

それから、家族労働費につきましては、これも長年の懸案でございまして、従来から飼料の作物労働につきましては、北海道におきます農村の標準的な労働でございます農村雇用労働で評価いたしておるわけでございすけれども、いわゆる飼育労働につきましては、酪農が年中無休である、あるいは非常に拘束的であるというような労働の、特殊性を考慮いたしまして、従来から、特別に北海道におきます製造業の五人以上労働をとりまして評価がえいたしておるわけでございます。

これらのルールにつきまして、その後、最近におきましては企画管理的なものについても見直しただろうかというようなこともございますので、それらも含めてどうあるべきかにつきまして、現在鋭意検討いたしておるわけでございまして、生産費調査そのものでは、北海道におきまして九・八％という下がった数字が出ておりますが、今言いましたようなことで、もろもろの各要素につきましてそれぞれ検討いたしておりますて、明日諮問いたします案の中ではお示しできるのではないかと思います。

○荻野久光君 内外価格差ということを含めて価格を下げるというようなことで、またことしもあるのではないかというふうに思いますが、今までずっと三年連続下げてきて、引き下げてきた分についてはきちつとそのことが消費者の方まで届いているかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) この問題につきましても、かねてから問題がございます。いわゆる保証乳価、これは農家の手取りでございますが、メーカーといしましては、基準取引価格も近年下がってきておりまして、それを用いましてバターなりチーズなりつくっておるわけでございしますが、これも若干ではございますが、末端のといひますか、工場出し値のバターなり脱粉の価格についてはそれなりに下がってきておるといふふうに考えております。

○菅野久光君 一般的には、消費者にその価格の下げが還元されていないという、そういうことが言われているわけですね。だから、このところは流通段階なり今のメーカーとの関係なんかひつくるめて、そこへみんな吸収されてしまふんじゃないか。そうならば、生産者にだけ一方的なしわ寄せが来るということについての不満が非常に強いわけですね。だから、そういうところに吸収されるのであれば、むしろ生産者に還元すべきでないか。しかも、今の酪農家というのは、政府の政策によって規模拡大などを含めてすごい負債があるわけですね。その負債をどうやって償還していくか。負債をなくしていく、そういう金融関係の農家経済の中に占める率が非常に高いわけですから、それを低くしていくということがやっぱり足腰を強くしていくということにつながっていくわけですね。

今までのことを見ていくと、生産者にだけ一方的な犠牲を強いているという印象が非常に強い、そのことが消費者にきちっと還元されていないという印象が強いわけですね。そのところ、生産者に犠牲を強い分はきちっと消費者にまで還元されて、内外価格差の縮小に役立っていますと胸を張って言えますか。

○説明員(武智敏夫君) ちょっとと数字を手持ちいたしておりませんが、この問題もかねてから御指摘の問題でございますので、我々も関心を持って見ておるところでございます。

先ほど申しましたとおり、保証乳価ももちろん下がってきておるわけでございますが、いわゆるメーカーとの取引価格でございますが、基準取引価格も下がってきておるわけで、それに基づいたメーカーのパターナリ脱粉の出し値もそれなりに下がってきておる。したがって、その限りにおきまして、消費者にもそれなりの還元が行われておるというふうに考えております。

○菅野久光君 考えておるだけじゃなくて、そのところをきちっと流通関係も含めてやらなければ、それもまた農政不信に対する一つの大きな要素なんですよ。そのところを、ただ見守るだけとか関心を持っていないことだけじゃなくて、きちっとそこら辺のところを指導しないとこれはだめなんですよ。時間もありませんから、そのことは私の方から言っておきたいと思えます。

それから、加工原料乳の限度数量の問題ですが、昨年は二百二十五万トンということでありましたが、途中で飲用乳の消費が伸びてしまつて、そちらの方に行かなくてまだ未達が十萬トンちょっとぐらいいあるでしょうか、そういう状況ではあります。しかし緊急輸入した分を生乳分に換算すると四、五十万トンということになるんじゃないか。そういうことからいけば、限度数量はもつとふやすべきだと。飲用乳がふえて、それだけふやしたつてとれないという、たまたまことしはそういう状況でありましたけれども、今後に向けては、限度数量はやはりふやしていくべきだというふうに思いますが、それはどのように考えていますか。

○説明員(武智敏夫君) 加工原料乳の限度数量につきましては、法律の規定に基づきまして生乳の生産事情ですとか、あるいは飲用牛乳なり乳製品の需給事情ですとか、あるいはその他の経済事情を参酌して決めるということになっておりまして、現在まだ案は確定いたしておりませんけれども、あす開かれます畜産振興審議会の酪農部会に諮るべく、現在鋭意詰めておるところでございます。したがって、現時点で、ここで幾らにしようというのを申し上げられないわけでは恐縮でございます。まず、一般論をいたしまして、昨年度事業団が脱粉なりパターナの緊急輸入をやつたわけでございます。そういう事実も含めまして六十三年度の需給動向を検討しなければならぬ。

それから、平成元年度におきます飲用牛乳の伸びがどうなるか、あるいは乳製品の伸びがどうなるか、あるいは逆にまた、最近国内の生乳の生産もふえてきておるわけでございますけれども、これもまた、国内の乳牛の頭数そのものは二百萬頭強ということで、若干頭数は減つておるというふうなことのいわゆる頭数からくる限度等もござい

ます。そういういろいろな諸要因を総合的に検討して、限度数量はいかにあるべきかということを決めていかなければならぬというふうに思っております。

その際、我々もいたしましては、ひとつ対外的な問題も考えなければならぬというふうに思っております。御承知のように、一九九〇年度中に、いわゆる乳製品についての日米の協議をやらなきゃいかぬというふうなことになると思います。それから同時並行的に、現在ウルグアイ・ラウンドも進んでおります。そういう中におきまして、我が方が国内的に生乳の生産を非常に厳しく抑制しておるといふようなことで、ガットのバネルでクロの判決が出たわけでございますけれども、日本としてはそれを拒否いたしておるといふような状況にあるわけでございますので、いわゆる輸入制限をやるためには、やはり国内でかなりの計画生産をやつておるといふような、そういう論拠を持たなきゃいかぬというふうな面もあることも、これまた念頭に置かなきゃいかぬと思っております。

○菅野久光君 ガットの問題は、乳製品の輸入自由化の問題について、これはもう何回もこのことについては議論をされているわけでありまして、絶対に行わないというのをぜひ確認していただきたいというふうに思ふんです。中略の中期需給計画で、一応生産制限的なことをここでやっていると、中略というところでやっていると、中略というところであれですか、国際的にきちっと通用するといふような形になりますか。それはいかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 中略がやっておるか、国がやっておるかの問題は別として、ガットの場におきまして国内で厳しい計画生産をやつておるといふことの認定につきましては、若干前回厳しい交渉をやつた際に意見が違つておる面もございしますが、いずれにしても、我が方が乳製品

につきまして輸入の自由化をやらないという前提のためには、我が方としてもまさに国内で計画生産、計画生産をやつておるといふ強い姿勢を示さなきゃならぬということでございますので、当面我々としては、従来からの中略をやつておりますその計画生産につきまして高く評価いたしまして、そういう姿勢を今後とも続けてもらいたいというふうに思つておるわけでございます。

○菅野久光君 乳製品の輸入自由化は絶対行わない、そのための条件づくりだとか、そういうことがいろいろあるだろうと思ふんです。それは農民団体として話合つて、そしてお互いに信頼関係の中できちつとやつていただかないと、後からいふやうなやつもつたつたけれども、それは国際的に通用しなかつたたかかたかというところで、自由化せざるを得ないということになれば、ますますこれは農政不信ということにつながっていきます。そのことについて、私は真剣にひとつ取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

時間が余りありませんので、次に、ナチュラルチーズの開発の状況であります。最近のグルメブームなどによってナチュラルチーズの消費が伸びておるわけですね。これを推進すれば、日本も欧米並みの乳製品消費も夢ではないというふうに思ふんです。このためにも、日本人の口に合ったナチュラルチーズの開発が必要だといふふうに思ひます。ヨーロッパでは国ごと、また地域ごとに特色を持ったチーズがあつて料理にも活用され、それぞれの味を出している。

そこで、日本におけるナチュラルチーズ開発の現状及びそれに対する政府の対策についてお伺いをいたしたいと思います。

○説明員(武智敏夫君) 我が国の酪農乳業を振興させるためには、先生御指摘のように、まさにこれからチーズ、特にナチュラルチーズを伸ばしていく必要があるかというふうに思つております。

観点に立ちまして運まきではございましたけれども、六十一年度からではございますが、ナチュラルチーズの国内生産を推進するということの第一として日本人の嗜好に合った製品の開発、これも製品を開発し、かつその製品についての市場調査をやる、あるいはまた開発についての技術指導等をやるということにつきまして助成をいたしてきたところでございます。

それから、さらには六十二年度からでございますけれども、中央酪農会議に百七十億円の基金をつくりまして、その基金をもとにいたしまして新しい、日本人に合った製品開発をやらせるといふことのほかに、原料用の生乳に対しまして酪農安定特別奨励金の交付を行っておるようなところでございます。

特に、チーズにつきましては利用方法とあるいは商品特性にしましては、まだまだ国民必ずしも十分な知識を持っていないというようにございまして、生産者団体なりメーカー等で構成されます全国牛乳普及協会というのがあるわけでございまして、そこにおきましてチーズにつきましても知識普及なり、あるいは料理講習等の消費拡大事業をやっておるわけでございまして、農水省としまして、これらに対しまして指導、助成をやつてきたところでございまして、今後とも酪農乳業発展のために、チーズ振興に努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○菅野久光君 ぜひこれは、ひとつ政府としてもしつかりやつてもらいたいと思いますが、最近輸入ナチュラルチーズから重症なときには敗血症などで死亡したり、妊婦の場合には流産、死産の原因ともなるリステリア菌が検出されたというような報道がありました。これは、輸入食品の問題一般について、このナチュラルチーズだけではなくて、輸入食品一般の問題について質問したいと思います。

先日、チリ産のブドウの問題もあつたですね。それで、実は食品の輸入が非常に増大してきてい

る。昨年であれば届け出件数だけで五十五万五千六百八十八件だということになっておりますが、それに対して安全性を検査する食品衛生監視員の数が、六十二年度では七十五人というんです。昨年は七十八人、六十三年度は七十八人になってい

る。検査件数が実は八万六千四百七十九件で、一五・七％ということなんです。そこで、農水省の方でいへば、植物防疫担当官は七百人、動物防疫担当官は二百三十人ですね。毎日食べる人間の食品を検査する食品衛生監視員の数は、現在わずかに七十八人ということになっておるわけですよ。虫だとかそれから動物並みにとは言わないまでも、これでは余りにもお寒い状態ではないかというふうに思うんですが、厚生省として食品衛生監視員の数の問題についてどのように考えておるのか。要望出しているのか、出して

いないのか、増の問題について。それからこの程度の、一五・七％の検査の件数ということと十分対応できるというふうに考えているのかどうか、その辺のところを、厚生省来ていますね、——お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(難波江君) お答え申し上げます。厚生省といたしましては、輸入食品の安全性の確保の徹底を期すために、従来から検査機器の整備あるいは監視員の増員、職員の技術研修等を行

い監視体制の強化、効率化を図つてきたところでございまして、先生御指摘のように、近年におきま

す輸入食品の急増にかんがみまして、昭和六十三年度の補正予算におきましては、残留農薬等の精密測定が可能な高度検査機器の整備をしたほか、平成元年度におきましては、食品衛生監視員の九名の増員、監視窓口の増設、コンピュータを用いた輸入食品監視情報システムの強化、その他検査機器の整備等を図ることとしていたところ

でございますが、今後ともこれら増大する輸入食品の安全性を確保するため、効率的、効果的な監視体制の整備充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○菅野久光君 一億二千万の国民の毎日食べる物でわずか七十八人、今度九人ふやすことにしたというんですか、随分みみちいじやないですか。国民の健康を守る、国民の命を守るんですよ。しかも、この輸入食品の検査のうち不合格件数は、届け出件数に対して〇・一％のものは不合格とな

つてい

る。私は、前に中曽根さんが総理大臣のときに言つたんですが、防衛予算の増にはえらい力を入れるけれども、国民が毎日食べる食品の衛生監視員、食品衛生監視員の増員の問題については、これは極めて消極的だ。こんなばか

なことがありますかと。いふことですよ。いつ来るかわからないところに何兆円も金かけているんですよ。毎日食べる国民の食品のところにはこんな人数でや

らせているんです。農林水産省の、先ほど言いましたように、植物防疫担当官や動物防疫担当官よりもずっと少ないんだ。そんなに人間をお粗末にしているのか。厚生省は、こういうことになるんですね。輸入食品がどんどんふえてきている、そういうことになり

ます。ちつと水際で撃退するやうな、そういう態勢というものが無いんです。ないところに、今日消費者の人たちが大変な問題だということ、非常な関心を持っていることになってい

る。非常な関心を持っていることについて、国民の今の政治不信ということにつながつてきている。だから、どのくらいの予算を要求したのかあなたに聞いてもちつとわかりませんけれども、羽田大臣も

国務大臣でありますので、私が今申し上げたことは国民も重要な関心を持って

いることについて、ひとつ政府としてもこのことについて十分な対応ができるやうな、一〇〇％ということ

はこれは望めないにしても、こういう努力をしているんだということがわかるやうな形で、ひとつやつてもらいたいということ

をぜひ申し上げておきたいというふうに思ひます。それから、いつもそうなんです

が、外国からの通報だとか、それから東京都の衛生検査所です

か、そこだとかあるのは国内のどこかでこういうものが入つて

いるものが来て、初めて厚生

省が対応するやうな形になつて

いるわけですね。その辺なんかについても、もつと厚生省もしつかり

やつてもらいたい。しかし、限られた人間で

○説明員(武智敏夫君) 岡山の場外施設と思われるような建設が進められておりまして、そのことをめぐっている問題になっておるわけでございます。農水省としましては、建設工事そのものをとめる権限は有してないわけでございまして、中央競馬会に對しまして、この事業は地元調整がないまま既成事実が進んでおるわけでございまして、要は外見的に場外投票所が設置されるような印象を与えますと、地元を混乱させるといふような感じがございまして、実際さういふことのないようにということで指導いたしておりまして、従来地元、その場所にJRAというところで競馬会のいかにも場外施設のような表示があつたわけでございまして、これも一井先生初め、関係の先生方からの御指摘等もございまして、競馬会にその看板を直すようにということで、現在はそういう表示は消滅させておるわけでございまして。

ただ、そうでございましてけれども、要は何になるかは別といたしまして、工事そのものは進んでおるといふようなことでございまして、地元にも無用の摩擦を起しておるといふようなこともございまして、競馬会をして、いわゆる誘致業者でございまして日隈株式会社に対して、再三慎重を期せということで実はやつておるわけでございまして、当該業者にしてみますと、最終的に国が認めなければ別の目的に使うというやうなこともまた逆に言つたりいたしておりまして、やや我々の行政が必ずしも十分に及んでないところがございまして、いづれにしましても、地元にも無用の摩擦がないやうな形で競馬会を奮勵いたしておるところでございまして。

○菅野久光君 このことについては、もう何度かこの委員会でもやつておりますし、吉国答申を踏まえてといふやうなことでありますので、農林水産省としての考え方は変わつてないと思ひますが、最後に、大臣いかがでしょうか。
○国務大臣(羽田孜君) この問題につきましては、前大臣のときにもほかの委員会でも御答弁申し上げておるやうでございまして、この場合馬券売り場の設置につきましては、地元との調整が十分に行われない限り承認を行うつもりはないといふ従来からの御答弁に、私、今なお変わりないことを申し上げておきます。

○菅野久光君 終わります。

○村沢牧君 大臣、二度目の御就任おめでとうございまして。大変厳しい情勢であります。私も同県人でありまして、しっかりとやらせてもらいたいと思ひます。

そこで、最初に政治姿勢と政治改革について、大臣の所信を伺つておかなければならないといふふうに思ひます。竹下内閣に対する政治不信が高まつて支持率が二％に落ち込んだ、まさに内閣としては未期的な症状でありまして、国会の審議も進展しなくて暫定予算を組まざるを得なくなつた。大臣は、竹下内閣の主要閣僚であり、また竹下派の重鎮であるがゆえに、あえて以下のことを質問して見解を求めたいのであります。

第一点は、竹下内閣の支持率の低下は、リクルート疑惑、消費税、それに加えて農政不信が噴出したものであることは今まで行われた各種選挙を見ても明らかであります。自民党の農政問題の責任者として取り組んで、二度にわたつて農林水産大臣に就任したあなたは、自民党農政の批判についてどのように感じておられるのか。

第二点であります。リクルート問題は徹底的に究明して、金権腐敗を打破して政治の信頼を取り戻さなければならぬと思ひますが、どうですか。リクルート問題に關係し、あなたの名前もマスコミに載つたり、衆議院の委員会でも質問をされたこともありますが、あなたは政治献金など疑惑を持たれるやうなことは全くないと断言できますか。

第三点であります。消費税の導入は農業關係にも大変混乱と不安を与えています。また、農民の生活をさらに苦しめることになるわけであります。消費税の実施を延期しない、あるいはまた凍結しないかと私たちは要求しておるところであります。

ります。しかしあつた四日、四月一日から実施をするとなれば、農業問題に對して与える影響も非常に大きいわけであります。そのことは時間があつても、当面する畜産物価格に對して消費税としてどのように対応していくのか。

第四点であります。国会の審議を軌道に乗せるためには、中曾根前総理の証人喚問あるいは国民の納得のいく政治改革を実現しなければならぬと思ひますが、あなたはいかなる見解を持つておられますか。

以上四点について、大臣としての見解をお伺ひしたいと思ひます。
○国務大臣(羽田孜君) まず、第一の問題につきましては、このリクルート問題というのがこのやうに大きく発展してきたといふことについては大変残念に存じております。私、就任のときにも申し上げましたやうに、私がシンポジウム等を開きましておきにおいでいただいておりますという事実があることを申し上げた次第であります。

いづれにしても、政治にかかわる活動資金といふものが確かに必要であるといふことは事実でありますけれども、しかしさういふものによつて政治不信を起してしまつたといふことについては、私も決して深く反省しながら、こういう問題について国民の信を取り戻すための対応というものをしたいかなければならないといふやうに考えております。

前総理の喚問問題につきましては、これは国会の中で御議論をいたしておる問題でありまして、またこれに對しての対応というのはその立場でお考えになることで、私がどうこうといふものではないといふやうに思つております。いづれにしても、こういう問題について再び疑惑を招かないやうな、本當の意味での政治改革といふのを、これからそれぞれの立場あるいは院においても議論していくことが大事であると思つております。

ただ問題は、この問題に關連いたしまして委員

会あるいは国会といふものが正常に運営されておらないといふことは非常に残念であります。しかし、この問題については私が、これはもう個人的なあれでございまして、このための委員会といふものも設置されていることでございまして、やはり今、国政の中には当面する私どもの農政の問題でも重要な問題があるわけでございまして、こういった問題についてぜひ審議を、何といふんですか、徹底して追及していくといふんですか、解明する。こういった努力と同時に、改革を進めるこの論議といふものは別の段階で行いながら、やはり重要な国政の課題といふものは、当該の委員会の中で進めていただくことがありたいといふことを感じておるところであります。

なお、この問題に關連いたしまして、消費税問題も起つてきておるといふ中で農政批判といふのが行われておること、これは本當に私も残念に思つておるやうなことです。と申しますのは、確かに今農政におきましても国際化の波といふものを大きくかぶつてきておるといふことは事実であります。しかし、こういったものに對しまして、私も私どもの国の立場を十分に各国に對して理解を求めながら進めてまいつたわけでありますけれども、現実のところガットの場におきまして、十二品目のうち十品目は一応クロという裁定が下されておるといふことであります。また肉、かんきつ等について、これはガットの場にアメリカは提訴したわけでありますけれども、そこでの結果を得ることがいいのかどうか、こういったことをきりぎり私たちが議論をし、そして前大臣を中心にしたが判断をいたしてまいつたところであります。

その意味では、私も二国間でやつたことによつて国内措置あるいは国境措置、さうして自由化の時期等につきまして先に送ることができたといふことは、我々にとつてきりぎりの選択であつたやうなやうなふうに考えております。またそのための予算措置あるいは制度等につきましても一つの方向を出し得たことは、これからの畜産ある

いは果樹その他の農産物につきまして一つの転機、これをきつかけとしてさらに足腰の強いものをつくり上げていかなければならぬであろうと思っております。

ただ、こういった国際交渉の問題というのは、全部を交渉している最中等につきましては、これを本場に説明しながら、みんな議論しながらこれを話していくということがなかなかできないというところに、いろんな疑問ですとかあるいは不安というのが実際に起こっていることは事実であらうと思っております。そういう中で、私どもといたしまして、各地区に農政局がございます。こういった農政局が単に農政局のある場所において生産者の皆さんですとか、あるいは関係の皆さん方と話しかうということだけではなくて、むしろ出向きながら、直接各県に出向いていってやっぱり話し合う、そんなこともやる必要があるのじやなからうかということは今事務次官から各農政局に対してお願いをいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、こういった理解というものが十分に行き渡らないということで、農政批判というものが沸いてきてしまっておるところことは非常に残念であらうと思っております。

なお、価格等の問題その他についても、今お話があったわけでありましても、先ほどの御質問の中にもこの問題があり、審議官の方からお答えをしまいたったわけでありましても、私どもは単に国際的な競争というものの、これに合致させるということのために、どうしても価格を無理にでも引き下げてしまおうとか、そういった実は考え方はないわけでありましても、ただ、消費者の皆さんとしまして、どうしてもこれは情報化社会でありますから、国際的な価格ですとかそういったものについて知り得る立場にあるということでありましても、また当然それはそうあるべきものであらうと思っております。

そういったことで、私どもといたしましてもいろんな施策をとりまして、あるいは予算等も組み

まして、少しでも価格を下げて生産がきちんと償えるようなそういったものを支援してきたということについては、ぜひ農業者の皆様方にも御理解をいただきたいということを申し上げておきたいと存じます。

以上でございます。

○村沢牧君 私の持ち時間は極めて短いので、ひとつこれからの答弁極めて簡潔にお願いしたいと思っておりますが、リクルート問題に対して大臣の立場等はまた改めたところでお話をお聞きしたいと思っておりますし、質問もいたしたいと思っております。

そこで、いずれにしても農政批判が高まっている、こういったときにおいてこそ例えば、畜産物価格に対しても農民の皆さん方が安心をして生産に取り組めるようにしなければならぬ。まず、そのことが当面大事だということに思っております。そこで、具体的に私は生糸、養蚕対策について伺いたい。これまた簡潔に御答弁願いたいと思っております。

生糸の価格は、昨年末一万一千台であったが、最近は一萬五千台前後に非常に高騰している。この背景には国際的な需要に対して供給が逼迫する中で、一つは国内的には繭の生産が減少したことである。二つ目は、中国を軸とする外国産生糸の供給が不安定である。三つ目は、事業団の在庫が底をついてきたこと、これが最大の原因であるというふうに思いますが、これは農林水産省の見解を聞きたい。ただ、説明要りません。イエスかノーで、私の見解が正しいのかどうか、それだけで結構です。

○政府委員(吉岡隆君) ただいま先生のおっしゃいましたようなことを背景といたしまして、生糸の価格の先高感が非常に強いという状況がございまして、これが糸価高騰の主たる要因であるというふうに考えております。

○村沢牧君 こうした状況に対して、六十三年度生糸年度の二国間協議の輸入協議数量は、前年度の二・三倍にふやして中国から二万俵の輸入を見込んでおられるけれども、これも一度に輸入して需給

を緩和することができなくなるわけでもないし、ましてやこれ以上に追加して輸入をふやすようなことは期待できないと思っておりますが、これまたどうですか。

制度の趣旨からいたしまして、必要な在庫をできるだけ持つように今後努力をしていく必要があるというふうにご考えております。生糸の需給の安定という点からいいますと、国内の健全な繭生産を維持するということが同時に、適切な輸入の確保という両面から行っていく必要があるというふうにご考えている次第でございます。

○政府委員(吉岡隆君) 中国からの生糸輸入の促進なりあるいは安定的な輸入の確保について、私もいろいろと努力を行っておりますところでございます。この三月にも中国との協議を行ったところでございますが、中国側は協定分、これは六十二年度分がまだ実行中でございます。それから、今先生お話しした六十三年度分、二万俵でございますが、この履行については確実に履行するように努力するということを中国が表明してくれているところでございます。また、二万俵の追加ということも現在の需給事情を考えました際に、私どもとしては中国側の事情が許せば行つてまいりたいというふうにご考えているところでございまして、この点については、先方は真剣に検討するということ、具体的な回答を得てはおりませんけれども、今後とも所要の協議を進めて努力してまいりたいというふうにご考えております。

○国務大臣(羽田孜君) 在庫が減ってきたもとは、やっぱり何とんでも我々の方も大変な努力をしながら需要拡大ということをやってきた。そして網というものは、そういった中で理解されて国際的にも需要が伸びてきているというところが一番基本にあると思っております。ただ問題は、やはり今御指摘のございましたような価格ですとか、あるいは生産の調整をするという措置をとったことも事実でありまして、今こういった需要が出てきておるといふことに対して、私どもも適切に対応していかなければいけないというふうにご考えております。

○村沢牧君 農林水産省は、今まで事業団の適正在庫は五万俵程度が必要であるというふうにご説明をまいりました。そして、在庫を減らすためといって養蚕農家の切実な要求を無視して基準糸価を引き下げた、また桑園をつぶして繭の生産調整を誘導した。その結果、昭和五十八年には十七万八千俵あった在庫が現在二万七千俵しかない。五万俵が適正在庫といふならこれまで落ち込んできた、手をこまねいてきたそのことによって、今日の供給不足を招いてきた政府の責任は極めて重大だと思ふんです。あわせて、今後事業団在庫の適正水準を回復することができるといふのか、その自信はお持ちですか。

○村沢牧君 そこで、私は国内の繭の生産を増強するしかない、そのように認識を持つものであります。生糸の一元化輸入を堅持すること、そして養蚕の生産基盤を拡充、強化することが政府として必要な措置である。大臣の見解を聞きたい。

○政府委員(吉岡隆君) 事業団の在庫が、先生御指摘のように急速に減つてまいりましたことは事実でございます。これは、需給環境が国際的な需給も含めまして急変をしているという状況も背景にあつたわけでございます。私ども、価格安定

○国務大臣(羽田孜君) もう、この価格の問題につきましてもは繭糸価格安定法、これに基づきまして私どもは対応してまいっているわけでございますけれども、今先生から御意見のございましたような問

題も踏まえまして、養蚕業振興審議会、こちらの方でお話をお聞きしながら適切に価格等についてもお話していきたい、今の段階ではもうこれ以上申し上げられないことをお許しただきたいと思ひます。

○村沢牧君 私は、価格をどういうふうにするかと言ったんじやなくて、この制度は堅持するんだと。そしてまた、養蚕振興のために農林水産省としても力を注ぐんだ、その決意を聞きたいんです。

○國務大臣(羽田孜君) 私どもは、現在のその制度というものはまだ必要であらうと思つております。いずれにしても、こういった問題についても、今後やっばりいろんな御議論をちょうだいしたいと思ひます。

○村沢牧君 あえてこのことを聞くということは、こういう制度はもう要らなくなったという一部の意見があるんですよ。ですから、農林水産省としては必要だと、堅持すると、その気持ち私にだしていただきたいんです。いいですね、よろしいですね、堅持しますね。

○國務大臣(羽田孜君) ともかく、今非常な異常な状況にあるということでありまして、いろいろな議論があることは私も承知しておりますけれども、現在やはい何とこの制度ですか、安定して生糸というものを養蚕者の皆さん方に提供していくために、私もまだ今この制度というものは必要であらうというふうに思つております。

○村沢牧君 そこで、養蚕振興と口では言うけれども、政府の施策によつて国内の養蚕は縮小されてきました。すなわち基準糸価を見るならば、昭和五十六年以降期中改定も含めて三回にわたつて引き下げられてる。そして、キロ一万四千七百円から現在九千八百円になつてゐる。実に三三%も下げられてゐるわけですよ。繭の生産費が三十三百円以上かかるといふ政府の資料でも明らかでありますけれども、基準繭価はその半分にも満たない千四百四十六円あります。こんな生産価格では、養蚕家は生産意欲を失つてしまつた。その

結果は、収繭量は昭和五十年九万一千トンであつたのが現在は二万九千トンしかないじゃないか、養蚕農家は二十四万八千戸が六万二千戸になつてしまつた。桑園面積は十五万一千ヘクタールが七万ヘクタールに激減してしまつたんです。こうした事態を招いたのは政府の責任だと私は思ふんです。

今日の繭の不足に対して農水省は慌てて繭増産の通達を出したというが、二、三年前までは桑園を減らして減産を誘導してきた。今度はまた桑を植えるというのです。まさに猫の目鷹政です。そんな通達で養蚕が振興するはずがないんです。本当に養蚕を振興させようとするならば、今年度の基準糸価、繭価を引き上げて、農家の生産意欲を刺激して農家が安心して生産にまいりような水準を保証すべきである。大臣の見解を求めます。

○政府委員(吉岡隆君) 私の方から、まず価格決定に当たつてのいろいろな考慮すべき要素がございますので、そういう点について若干申し上げたいと思ひます。

法律上は、先生御承知のとおりでございます。生産条件、それから需給事情、その他の経済事情を総合的に勘案する、こういうことになつてゐるわけでございます。今の国内の生糸の価格と生産費の関係については、先生お話になつたやうな状況もあるわけでございますが、一方におきまして、織物業者は輸入絹織物との競争下で操業をやつてゐるという状況があるわけでございます。国内の価格は国際価格を相当上回つてゐるという状況がございます。そういった中で、養蚕繭業の一体的な発展を確保しながら、養蚕業の存立を確保していくということが何よりも基本であらうというところでございまして、私もそういう見地から十分に検討を行い、各方面の御意見を承りつゝ適正な価格決定をしたいと、こういう枠組みのもとで考えているということにつきまして御理解をちょうだいしたいと思ひます。

○村沢牧君 時間がなから、最後にもう一言だけ伺つておきたいと思ひます。

繭の生産費は本年度幾らになるのか、今言えないですね、言えますか、本年度価格決定についての繭の生産費は幾らになるのか、言えますか、言える、言つてください。

○政府委員(吉岡隆君) 六十三年度の繭生産費は現在統計情報部において集計中でございます。近々まとまるというふうには承知をいたしておるところでございます。

○村沢牧君 それは、昨年は繭生産費は三千三百二十四円、畜産物価格と違つて繭の生産費はこれより下がる要素はない、多分上がるでしょう。しかし、基準繭価は千四百四十六円です。こんなことで繭を養蚕を振興させますと言ふのですか。私は、どう見たつてことしの繭糸価格あるいは基準糸価は上げなければならぬ、そのことを強く指摘しておきます。大臣、もう一回答弁してください。

○國務大臣(羽田孜君) これは、実は先ほど申しましたとおり、私も繭糸価格安定法に基づきましてこれに対応していくわけでございますけれども、今御議論がございましたように、ともかく需要というのは堅調に伸びてきてしまつたということ、そして当時は、やはり在庫というのは異常に出てきてしまつたという状況でございました。そういった中で、ああいう措置をとらなきゃならなかつたわけでありまして、今回の価格決定につきましましては、今お話をいたしましたものもろの状況というものは、これは当然審議会の中でも議論が出てくると思ひます。そういったものを私もきちんと把握しながら、適正に今日の状況に対して対応していきたいと思つております。

○下田京子君 まず最初に、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院委員長に御質問申し上げます。提案理由の中に、全国的には依然として規模の小さい農協や行政区域未滿の農協がある、これらすべての農協があたかも経営が非常に弱体化してゐる、だからこそ合併が急務だと言ふわけばかりの

話になつてゐるんですが、私は小規模の農協といへども非常に経営を農民と密接に結びついてよくやつてゐるところが多々あると思ふんですけれども、委員長はその辺御承知ないでしょうか。

○衆議院議員(堀之内久男君) ただいまの御質問でございますが、合併助成法の提案の理由につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。したがつて、小さな農協でもうまうまやつてゐるんじゃないか、こういう御指摘であります。まさしくそのとおりであります。しかし、最近の農協を取り巻く環境というものは大変著しく変化してきてゐることは、もう御承知のとおりでありまして、特に金融の自由化あるいはまた農産物の自由化等々、今後農協経営に重大な影響を及ぼしてゐる、これも御案内のとおりであらうと存じます。したがつて、これから農協の経営基盤を強化していくということ、これまた当然の時代の要請だと、こういうふうに私も認識いたしておるわけでありまして。

したがつて、今後の農協の合併を進めるに当たつてはもちろん、これは農協の自主的な判断によつて当然行われていかなきゃならぬんですが、過去六回にわたつて、この助成法の延長をさしていただいておるわけでありまして、慣例として、衆議院の農林水産委員会が決定いたしました。委員長提案というところで今日まで処理をさしていただいております。これは賛成に回られた全会一致の時代もあつたところでありまして、今回は、全会一致は得られませんでしたけれども、今後の農協の合併に進むに当たつても、現在農協中央会が、これまでの規模として適正規模というか考えておりますのは、正組合員三千戸以上を大体の適正規模、そして預金残高が三百億円以上ぐらいが望ましい、こういう一応の基準を示しております。したがつて、今回の改正に当たりまして、これに基づいて農協合併に対処していく方針を打ち出してゐるところであります。

小規模農協あるいは行政区域未済の農協は、経営基盤の弱い農協がありますことも事実であります。また一面、大分の大山農協のように、小規模ながらも組合員とのつながりが強く、営農指導事業あるいは販売事業等におきましてもすばらしい実績を上げている農協も少なからず見られるのであります。したがって、本案は、このような農協についてまでも画一的に合併させていくというような考えには立つておらず、あくまでも組合の自主的判断に立つた合併を推進していくというものであります。今後ともやはり農協自体の自主判断にまづけていくという環境づくりも、また行政、政治的に行っていくというのも我々の務めである。こういうことで提案を申し上げておるわけでありませう。

○下田京子君 私の質問一分、委員長四分答弁よ。端的に答えなさいよ。

今答弁されていること矛盾だらけ。なぜかという、農協を取り巻く情勢が非常に厳しいと、こう言っておられますけれども、農業を取り巻く情勢が厳しいんですよ。農業者の問題が一言も触れられてないんですよ。ですから、私も今回の法案、これは大変だ。いみじくも、私聞きました。この三千戸で三百億円の云々だということ、農協の規模までお示しになられましたね。全国農協中央会では、そういう規模の問題についてはいろいろ御批判があったからいざそれらについては置いて、とにかく二十一世紀に向けて、現在約四千農協を一千農協にしようやという数だけ示しただけなんです。今いみじくも委員長は、具体的な一農協当たりの規模まで示しているんですよ。ですから問題なんですね。押しつけないと言いがかりに押しつける要因がここにありということが非常に問題である。

長々答弁されたんではたまりませんから大臣に聞きますわ、よろしいですか。

行政指導するとおっしゃっています農水省なんですけれども、私も申し上げたいのは、農協組

織というのはそもそも地域を単位にして、そして農業生産力の発展を図る、さらに農民の経済的社会的向上を図る、このことを目的に農協組織というのには生まれたのじゃないかと思うんです。ですから、地域の農業生産や、自然的、経済的条件の違いによって農協の経営基盤とか規模というのはおのずと違ってくるべきだと思っておりますけれども、大臣どう思いますか。

○国務大臣(羽田孜君) 協同組合本来の目的であります組合員への奉仕を実現する上からも、合併の推進による経営基盤の安定強化が必要であるというふうな考えでおります。農協合併に当たりましては、地域の実態に即し、組合員の意向を十分に踏まえながら推進していくことが重要であると考え、このような観点から私も指導してまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 私たちは、地域の実態に即した合併が言いつつも、今言うように一定の規模を示されて上からやられるということについて反対しているんです。ですから、言うまでもなく自主的、民主的合併に対して、税制上、財政上いような優遇措置をとるといふのは当然なんです。そういう点から反対するものじゃないんですよ。

確認したい点なんですけれども、実はこういう事例があるんです。合併に当たりまして本来債権であるとかいような資産も引き継ぐというのが一般的な常識だと思いませんか。ところが、合併に当たりましてこれはある農協なんです。名前は差し控えておきますけれども、債権の保全、回収を行うことを理事者だけでなく農協の管理職、部長に義務づけた。債権回収が不可能になった場合には、それら部長の責任において弁済いたしまし

すという確約書をとっているという事例も出ております。こういうことはやっぱり厳に慎むべきでありますし、農協法の精神からいってまづいのではないかなるか。今後、事実そういう調査等踏まえて事態が判明したら、ひとつよろしく御指導いただきたいと思います。

○政府委員(塩飽二郎君) お話がございましたよ

うに、合併に際して合併対象農協の過去の債権、特に固定化したものについての整理を行う、回収を行うというような手続を踏んでいくことは当然想定されるわけでございます。今事例として挙げられたような、その際に、管理職等に対して弁済の責任を求めていくというような実態が仮にあるとすると、これは大変よくない極めて不適切なことというふうに考えます。そのような事実があるものであれば、我々としては適切な指導をやつてまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 そのとおりだと思っております。それで、委員長も大臣からも、繰り返し決して押しつけるものではないと、こうおっしゃられました。そこに期待をしたいんです。今も話しましたように、しかし仮に自主的、民主的に合併という際には、その他労働者の労働条件等も引き継がれていくわけですが、今勤めているその労働条件の切り下げというようなことがないように、この点なんかも含めた御指導をお願いしたいと思

います。次に、当面している畜産物価格問題で御質問します。

大臣、先ほどもいろいろお話ございましたが、実は私一番問題なのは、これら畜産物等の価格決定に当たって大変問題なのが労働費のとり方であると思うんです。現在は、農水省は、加工原料乳の保証価格の算定に当たって、労働費は北海道の製造業五人以上を採用しております。八八年の場合に、一時間当たり千二百二十九円であるわけ

です。ところが全国平均で見ればどうかといいますと、全国平均では千五百九十一円です。ですから三百六十二円、約三〇％アップになるんです。北海道の場合には、御承知のように鉄鋼不況であるとか、炭鉱閉山であるとかあるいはJRの労働者の雇用の問題であるとか含めて、日本の経済の縮図のように非常に雇用、それから経済問題で不況の実態が出てくるわけです。そういうところの労賃を採用するということが、やっぱり問題ではないかと思

います。

ですから、全国平均で計算いたしますと、昨年の場合には八十七円九十五銭、前年比五円二十銭、六・三％アップしたはずなんです。

(委員長退席、理事岡部三郎君着席)

ですから今、今までのことをずっと見てくると、生産費が下がっているからとしても四年連続乳価引き下げだというような話が、下げ要因の話だけありましたが、そもそもこの辺をきちんと見る、さらに消費税のアップ分をきちんと価格に反映する、転嫁するということになったら下げ要因はどこにもないんじゃないやありませんでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 労働費の評価といいますが、いわゆる加工原料乳のベースになります生産費調査につきましては、これは法律の規定に基づきまして、加工原料乳が主として生産される地域、そこをとることに法律上なっております。したがって、加工原料乳の大半は北海道で出ておるわけでございますので、北海道をとるということになつておるわけでございます。

したがって、先ほどお話もございましたけれども、現在のとり方は、飼料作物労働につきましては北海道の農村地域の農村雇用労働をとっておりまして、それから飼育労働につきましては非常に労働が特殊であるということで、北海道の五人以上の製造業労働をとるということにいたしております。全国をとっておらないわけでございます。

○下田京子君 それが問題だと申し上げたんですよ。何も酪農は北海道だけじゃないです。私の地元の福島にもいらつしやいますし、それから次に移りますけれども、これは先般、我が農林水産委員会も委員長を先頭に地元の群馬県に行きました。そこでNさん御夫婦が非常にすばらしい経営をやられていることも見てまいりましたよ。

そこで聞きたいんですけれども、資料お持ちだと思ひます。このNさんの場合にどういう経営状態なのか、ごらんになつてみてくれませんか。この方は飼養頭数が三十八頭、経営面積が十ヘクタールですね。労働力は御夫婦二人。そういう中で、

生乳販売数量が三十六万七千五百八十一キログラムです。そういう結果、総収入が四千九百四十六万三千七百九十七円ということになっており、それに今度の三%の消費税がかけられるということになります。どういふ負担になりますか。

○説明員(武智敏夫君) 今のお話の中で、私どもが聞いておりますのは農業粗収益でございまして、四十八億二千万円というふうな聞いておられます。そういうことは現在の粗収益でございまして、これはいわゆる自分のところでできまして生乳を販売することによって得た収入というふうな理解いたしております。

したがって、今後四月一日以降消費税が導入されますと、これがいわゆる外枠課税ということと、いわゆる従来取引いたしておりました価格の外に三%を乗せるということにいたしました。その金額が、先ほどお話ございました四千九百四十六万三千七百九十七円になるのではなく、この方は三千万以上六千万未満の売り上げの方でございまして、いわゆる原則課税でございます。四十二万八千八百円かかるわけでございます。簡易課税でございますと十七万三千三百円かかるというふうな形になっておると思っております。

(理事岡部三郎君退席、委員長着席)

○下田京子君 大臣、これだけやはりこの方の場合負担増になるんですね。簡易課税の方だと確かに消費税分の納税額は少なくなりますけれども、それを選ば、例えばこの方は素牛を非常に立派なものをカナダあたりから入れられているんです。それら仕入れ分の方が本当にどうなるかというところになると、簡易課税の場合には見ていただけないという問題も出てくるわけですよ。いざいざ言って今言った数字だけはアップになるんです。その上に電算機あるいはコンピュータも必要かな。いずれにしても、簡易課税を選んでも帳簿と書類を七年間も保存してきつと事務整理もしなきゃならない、これは大変だということを言

つていました。

こういうことで、この方は天皇賞をいただいた方ですから、乳量といい、それから経営の実態といいはばらしいんです。あとこれ以上どこでコスト軽減やればいいんですか。そういう中身の消費税分もきちっと反映しない価格引き下げなんということは、これは断じて許せないと思うんです。ですから、私が大臣に明言してほしいのは、消費税分等を見て、さっき言ったような要件等を見てさらに一言つけ加えたいのは、一九七五年搾乳牛の一頭当たりどのくらいしたかというところと三十五万九千円ですね。昭和五十年です。それから昭和六十二年、これが四十九万となっています。実に三六%ぐらいいアッパしてあるんです。それから、負債も当時と比較して約三・三倍ぐらいいアッパしてあるんです。こういうことを見まして、それに消費税ということになれば本当に酪農家はやっていけないと思えます。この辺をよく加味して考えていただきたいと思えます。

○説明員(武智敏夫君) ちよっと事務的なことですが、数字的なことを若干御説明させていただきます。先ほど申しましたとおり、原則課税が四十三万弱、それから簡易課税ですと十七万でございまして、その前提として、先ほど言いました、従来でございまして、いわゆる消費税導入前でございまして四千八百二十万の収入があるわけでございますが、いわゆる消費税が導入されますと、それに三%かかるというところでございまして、四千九百四十六万の粗収入になるというところでございまして、それらの方が約四十万ほどふえておるということでございまして、したがって、ふえておると課税されておるとを差し引きますと、かなりこのケースの場合でありますと残るといふようなことでございまして、そこところは御理解願いたしたいと思います。

○下田京子君 価格にきちっと転嫁されないで、乳価の引き下げになってどがあなた今言ったような数字というのが出てきますか。

消費税問題で聞きたいんですけれども、「農業と消費税」というこのパンフレットはどが監修されたんですか。

○政府委員(塩飽二郎君) 農林水産省全体の消費税を私どもの方で担当いたしておりますので、関係団体が多数あるわけでございますが、団体の下部組織あるいは会員の方に周知徹底を図っていたら、そういう趣旨で私どもの方で監修をしながら作成したものでございます。

○下田京子君 ところが、これ全国農協中央会と全国農業会議所なんですね。いつから全国農協中央会が消費税の推進体制に組み込まれたんですか。

○政府委員(塩飽二郎君) 今お名前を挙げられましたような団体は、農業関係での中心的な団体でございまして、末端にはそれぞれ農業経営を行って、御存じのように、課税、非課税の仕分けはございまして、農家の場合にも、少なくとも非課税農家も含めて消費税がその生産コストの面に反映するわけでございまして。そういう意味で、農業生産者に対して非常に消費税というものは影響してくるというところでございまして、関係団体においても消費税の導入に対応いたしまして、その仕組みあるいは実態に合った対応策等につきまして、傘下の組合に対する啓蒙普及を図る責任を負っているわけでございまして。そういう立場から役所と一緒に、この消費税の末端への普及を図っていく必要があるという団体側のお考えに基づいて、そういうパンフレットの作成あるいは説明会の開催等を行ってございまして。

○下田京子君 私が言っているのは、団体に説明するのは国税局であり、農水省でしょう。全国農協中央会が説明できますか。この中には相談窓口で各県の農協中央会、ずらり出ていますよ。電話して聞いたらわからぬと言っていますよ。私ここで質問したいんです。大臣、お答えいただけますか。

この中に出ていますのは自家用の野菜からお米、自分のうちで食べたものにも税金かかる。一体何を基準にその税金分計算しますか。

○政府委員(塩飽二郎君) 今、窓口のお話でございましたけれども、これは多数の関係者に関係してまいりますし、実施直後にいろいろ実務上の問題も出てまいりますので、私どもとしては役所の方で窓口体制を整備するとともに、関係団体あるいは地方公共団体にも質問等に対応する窓口を設置する必要があるということをお願いをいたしておるわけでございます。

今、具体的な事例等についてお話をいたしましたけれども、そういう問題につきましても簡便な想定問答等を作成いたしまして、それに対応できるようにPRのための資料の充実でございまして、窓口の設置をお願いいたしておるわけでございます。

○下田京子君 お答えください。自家用に、何を基準に決めるのか。

○政府委員(塩飽二郎君) 自家用のとらえ方については、家族の構成等具体的なケースに応じて、なかなか困難はあるかと思えますけれども、具体的には税務署の実務上の判断にかかってくるというところで、一般的には今先生がおっしゃったような趣旨でございまして、具体的なケースに即して判断されるべきものというふうな理解いたしております。

○下田京子君 その具体的なケースはだれが判断するんですか。

今言いましたけれども、行政組織であります都道府県の農政部等が窓口ならわかりますよ。各県の農協中央会が窓口なんですよ。電話して聞いたってわからぬと言っているんですよ。わからないの、今言ったようにケース・バイ・ケースだということから。

さらに、全国土地改良事業団体連合会が出されたこのパンフレットはどがつくったものですか。

○政府委員(松山光治君) 全国土地改良事業団体

連合会がつくったものでございます。

○下田京子君 こんでもないですよ。私、担当の課長さんが見えなくなっている際に、そこでこの全国土地改良事業団体連合会にお電話入れたんです。これは皆さんのところの構造改善局がつくったもので、そして一〇〇%補助金で皆さんやられたやつじゃないですか。一千四百万円のお金でもって三万部発行されたのじゃないですか。土地改良区がつくったなんてこんでもないですよ。じゃ局長聞きますよ。この中に何て書いてありますか。土地改良区がつくったのに「国税当局と調整中」と書いてあるんです。そういうことやれますか。

○政府委員(松山光治君) 先ほど、塩飽局長の方からお話のありましたような基本的な考え方のもとに、関係団体の方でいろいろと御指導いただき、こういう形になっているわけでありまして、もちろんこのパンフレットを作成するに当たりましては、私どもの方も十分相談を受けながらつくっておる次第でございます。

○下田京子君 十分相談受けながらじゃないんです。皆さん方がそっくりつくって団体に差し上げているんです。

団体で聞いてもわからぬと言うから、私かわって質問いたします。ここに書いてありますが、経常賦課金は課税されるのですか、されないんですか、土地改良区。

○政府委員(松山光治君) 経常賦課金につきましては、土地改良区の通常の業務のために経常的にかかる費用でございます。そういうものでございまして、消費税の課税対象には予定しておりません。

○下田京子君 ところが、経常賦課金の主な構成中身を見ますと、事務費には何があるかという、これは給与がありますね、給与は課税対象じゃないです。旅費は課税になりますね。実費弁償は課税でなかったりします。備品費は課税です。消耗品費は課税です。印刷費も課税されます。通信、運搬費も課税されます。役員

会議費は課税されます。雑費も課税されます。

今、経常賦課金のうちの事務費のところをただけでもそのような構成になります。つまり、経常賦課金は非課税だと言えども、その構成の内容はほとんどが課税されます。ということは経常賦課金の引き上げにつながりますね。

○政府委員(松山光治君) 経常賦課金が課税対象にならないというふうに申し上げましたのは、農家から土地改良区が経常賦課金を徴収いたしましたときに、そのこと自体について土地改良区として収入になるわけでありまして、それについて三%がかかるかからないかということでも申し上げたわけでございます。

ただ、経常賦課金の使途でございます、例えば何かの備品を買うといったようなものにつきましては、当然のことながら消費税がかかってまいります。そういう実態を踏まえまして、適切な経常賦課金の賦課をやっていくということは各土地改良区ごとに判断されるべきことであらう、このように考えておる次第でございます。

○下田京子君 さらに、特別賦課金は課税されますね。されないものもありますね。国営の事業ですと国が国税局に払うという格好ですね。県営事業は県が払いますね。団体営は土地改良区が支払うことになりますね。しかし、その中で課税されない部分もある。ところが、これまたケース・バイ・ケースだという話なんです、そうですね。

○政府委員(松山光治君) 土地改良区段階におきまして負担金の、それも事業費に関連する負担金という意味で特別賦課金の扱いがどうか、こういう御質問でございますが、要は資産の譲渡等の対価に該当するかどうかということでございます。その場合の判断基準といたしましては、負担金を支払います農家が独自の利益を享受するかどうか、排他的に利益を享受するかどうか、その事業の利益を享受するかどうか、こういうことが判断基準になるといふようにされておるわけでございます。

特別賦課金にも事業の中身によりましていろいろございまして、そういう意味ではケース・バ

イ・ケースの判断ということになるわけでございます。

まずけれども、今申し上げましたような一般的な基準からいいますと、例えば農道のように、地域の非農家も受益し得るというものにかかわります部分につきましては、これは課税対象にならない。逆に、圃場の区画の整形でございますとか、客土でございますとかいったような受益との対価関係が非常に強いといったようなものにつきましては課税になる、こういう扱いになるわけでございます。

ただ、土地改良区の段階で当然のことながら事業費も支出がございまして、それに見合う税額控除の問題もございまして、土地改良区の段階でかかるネットの額としてはそれほど大きなものにならないのじゃないか、このように考えておる次第でございます。

○下田京子君 いずれにしましても、これは農水省経済局とそれから全中と一緒にしているようなこういうやり方、これは土地改良連合会が出している、農水省何もかわっていないみたいなのやり方。いずれにいたしましても、まるで農業団体が自民党、この消費税の推進本部あるいは政府の推進本部の中に、体制に組み込まれているみたいなのじゃないですか。よその省庁はそんなところどこもありませんよ。建設省に聞いてもなし、通産省もなし。

そういう状況の中で、私は最後にこれだけはお伺いしたいんですが、大臣、これ答えてください。ここに二種類のポスターがあるんですが、一つは、当店の表示価格には消費税が含まれていまして、もう一つは、こっちはいせんというもので、大方、私も毎日暮らしているところに行くと、含まれているものと含まれていないものと両方お店に展示されていることが多いです。そういうときにはどっちをやるんですか、どっちも張れないじゃないですか。大体これは給も同じです、これを見ただけで消費者が何を判断できるんですか。

こんなポスターを製作するのに、そして今言うようなパンフレットをつくるために、消費税の推進のために二億二千九百万も予算組んでいるんだっ

らけしからぬですよ。

○委員長(福田宏一君) 時間になりました。

○下田京子君 これは、もう消費税の廃止と、同時に農業つばしだということを私は申し上げて、御答弁を求めて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(渡辺武君) 先生今御提示なさいましたポスターは、消費者という最終末端の方々と、実際に転嫁につきまして仕事をしなければならぬ小売業者の方々に対しましてお配りすることになつておるものでございます。

生鮮食料品の小売店いろいろございまして、例えばスーパーのようにまとめ買いが中心でございましてレジスターが完備しておりますところ、これは、大体消費税を入れない価格で店内表示をいたしまして、レジのところ三%をかけるという格好をとることになっております。そういうお店につきましては、今二枚お話がありました方の外枠方式、要するに店内で表示しております価格につきましては、消費税が乗っておりませんという方を掲げるようになるわけでございます。また、一般の八百屋さん、小売屋さん等につきましては、そういうことができませんものから、提示しております価格の中には消費税が込みになっておるわけでございます。そういう場合には、もう一つのポスターを掲げるということでございます。そして、どちらを希望するか、業界の方々の御希望に応じてそのパンフレットをお配りするということをやっておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 今、政府が政治台風源となつて日本列島をリクルート、消費税そして農政、猛烈な政治台風が吹きまくっております。私もそれに拍車をかけたい気持ちを持っておりますが、短い時間でありまして、それに突入したらそれで、私はなごの姿で短い時間質問いたします。

まず第一点。去年十二月六日に当委員会では、牛肉の自由化決定が豚肉に与える影響はないかという質問をいたしましたときに、京谷畜産局長は、そう急激かつ大幅な影響が出てくるとは考

ていないと答弁しておられます。ところで、その後の豚肉の状況はどうかという、年明け後の一月末に、東京食肉市場の豚枝肉上物加重平均で、安定基準価格キロ四百十円を大幅に下回るキロ三百四十一円まで急落しております。これは昭和四十五年十二月の三百三十一円以来の超安値であります。その後、市況は反発して四百円台まで戻しておりますが、相場は不安定な状態であり、このように十二月の委員会の後、ほんの一、二カ月で大きな影響が出ているこの事態を政府はどのように受けとめておられるのか。また、豚肉の価格の見直しについてどのように考えておられるか、政府の見解を伺いたいと思います。

○説明員(武智敏夫君) 牛肉の自由化決定が、豚肉の需給なり価格にどのような影響を及ぼすかというお尋ねであったわけでございまして、当時もかなり難しい、その判断から難しいというふうなことをお答えいたしましたと思っております。

いわゆる豚肉の需給構造につきましては牛肉と若干違ひまして、いわゆる家庭用のテールミートの需要はやや少ないわけでございまして、ハムとかソーセージとか、そういった加工用の原料としてのウェイトはかなり高くなつてきておるわけでございまして。現実の数字をとってみましても、いわゆる家計消費は、昭和五十五年以降かなり毎年、対前年比で減つておるわけでございまして、九七%ですとか九八%ですか、そういった形で引き続き減つてきておるわけでございまして、他方、加工用需要につきましてはまだ伸びておりまして、例えばこの一年をとってみましても三%弱伸びるというような格好になっております。したがって、豚肉全体といたしましては、これもこの一年ほどとってみますと、全体では二%強伸びておるといふようなことでございまして、現時点におきましては、牛肉の輸入量はふえておるわけでございすけれども、これらの影響自身はまだあらわれないというふうな思っております。

お話しございました豚肉の価格は、ことしの一月

に下がったことは事実でございますけれども、その後二月以降はかなり急速に回復いたしております。現在東京市場でいいますと四百八十円台というふうな形になっております。豚肉につきましては御承知のようなことで、いわゆる季節変動というのがございます。いわゆる秋から暮れにかけて下がるというふうなこともございますので、そういったような季節的要因があつたのじゃないかというふうな考えております。

したがって、豚肉につきましては、今後ともその振興を図っていく必要があるわけでございまして、計画生産の推進ですとか、あるいは特別販売の促進ですとか、あるいはまた関係者で構成いたします豚肉需給懇談会を通じました国産豚肉の利用拡大の問題ですとか、あるいは新製品の開発、いわゆる豚肉の部位の中で未加工のものがございすけれども、そういったものを使うといったようなこと、そういうことでこれからの振興を図つていきたいというふうな考えておるわけでございす。

○喜屋武眞榮君 次に、大臣にお尋ねいたします。

沖縄県は一年じゅう温暖な気候で、牧草の発育、生産が非常に好条件のもとにあります。畜産の発展が期待される反面、夏季の高温多湿は、飼料の調整貯蔵や家畜生理に対しては悪影響を及ぼす面もあり、あるいは台風の影響に悩まされております。地理的に見ても肉用牛の主生産地は離島の宮古島、八重山等に集中しておるために、飼料など生産資材の購入、生産物の販売等に係る輸送費の負担が重くおるわけでありますが、このような厳しい環境の中で、沖縄における肉用牛は、近年畜産基地等の大規模畜産団地の建設を初めとする各種振興施策の推進によつて、飼養頭数は昭和五十四年の二万九千頭から六十年に四万三千頭と達しました。だが、六十二年には三万九千頭、こういう状態にあります。二年後の牛肉輸入自由化を控えて、今後肉用牛の飼養頭数は減少し続けるおそれがあるのではないかと、こう思われるん

です。今後、どのようにして沖縄における肉用牛の生産体制を推進していくべきであるか、政府の見解をお尋ねしたい。

○国務大臣(羽田孜君) 沖縄県におきます肉用牛生産は、今委員から御指摘のございましたように、温暖な気候に加えて、粗飼料の生産性が高いことから低コスト生産、これが可能な自然条件というものを持っておるといふふうに思つております。その意味で、やはりこれからの沖縄の主幹的な作目としての生産振興、これが期待されるのではなからうかというふうに思います。

沖縄県におきましては、本年の二月に、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づきまして、酪農・肉用牛生産近代化計画書、これを作成されております。これに基づきまして、肉用牛生産の振興を図っていくんだ、沖縄はそういう姿勢をとられておるといふふうに承知いたしておりました。国といたしましても、自給飼料の生産基盤の整備及び生産団地の育成を進めるほか、肉用牛の改良増殖の推進ですとか、あるいは生産から肥育までの地域の一貫体制の整備など各種施策、こういったもので御支援を申し上げていかなければいけないというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、生産コストに関連した具体的な例を取り上げて御見解を求めたいんですが、沖縄県の竹富町黒島の畜産農家の宮良富成さんという方が、今回農林水産省において総理大臣賞を受賞されております。この農家が大臣賞を受賞したのは、子牛一頭当たりの生産費が全国平均は約四十七万円になつておられます。全国平均四十七万円に対して、わずかその七分の一近い七万六千円という超低コスト生産が評価されたことで、その低コストのために、これが総理大臣賞の表彰に浴したわけであります。その低コストのポイントとは、牛を周年放牧して飼料のほとんどを放牧地で賄つておるといふ、このことが低コストに結びついておるわけであります。

そこで、大臣にお尋ねしたいことは、このような例が他県にもあるでしょうかということ、次

には、この例からしましても、日本の牧場経営に對しても一度見直す必要があるのではないかと、こういうことも考えるわけでありますが、これも含めて御見解を賜りたい。

○説明員(武智敏夫君) 今、喜屋武先生がおっしゃいましたいわゆる沖縄県の宮良さんの経営、十三ヘクタール持つておるわけでございす、その大半を周年放牧に出してやつておるといふことで非常にコストが安くついております。肉用牛の低コスト生産をやります上で、放牧が非常に意味を持つておるといふふうに考えておるわけでございまして、例えば沖縄ほどではございせんけれども、あるいは九州の阿蘇でありますとか、あるいは岩手でありますとか、あるいは全国津々浦々というところまではいつておりませんけれども、それなりに放牧によりまして低コスト生産しておるところは、地域によつて違ひますけれども、幾つかの地域であろうかと思つております。

ただ、この放牧につきましては、まとものありような土地が必要であるというふうなことで、と、あるいはビロプラズマの病気が発生するといふようなことと、あるいは放牧の子牛の市場評価がやや安いと、最近では見直されつつあるわけでございすけれども、安いといったような問題もございまして、それなりに地域の実情に応じて放牧の拡大をやつていかぬといふかというふうな思つております。そのために国といたしましても、草地開発事業によりまして放牧地の開発をやりますとか、あるいは公共牧場を活用いたしますとか、あるいは里山等を活用していくといふようなことで、今後とも地域の実情に応じまして放牧を推進しまして、低コスト生産に寄与させたいというふうに思つておるわけでございす。

○喜屋武眞榮君 大臣、いかがですか。

○国務大臣(羽田孜君) 具体的には、内地のあるいは他の問題につきましては、今審議官からお答えしたとおりでありまして、そういった中でやはり条件が恵まれてゐるのは、こゝまで、七万六千

円までコストを下げるということは、これはもうやっぱ特別な例であろうと思っております。これはやはり温暖な気候に恵まれた沖縄の特性であるかと思ひますので、そういった面で、さらにこういつた事例をうまく生かしていただくことを私も希望したいと思つておりますし、またいろんな面で御支援するところがあつたら御支援したいと思つております。

○委員長(福田宏二君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(福田宏二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(福田宏二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま坂野重信君が委員を辞任され、その補欠として佐藤謙一郎君が選任されました。

○委員長(福田宏二君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、農協合併助成法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

まず申し上げたいことは、本来、農協組織は、地域を単位に農業生産の発展と農民の経済的・社会的地位の向上を目的に組織されたものです。ゆえに地域の農業生産や自然的・経済的条件の違いによって経営基盤と規模に違いがあつて当然であり、農協合併に当たっては、真に農民の立場に立ち、地域農業の発展につながるかが基準にされるべきです。

ところが、今回の法延長は、農民の意志と地域の実情を無視した大型化・広域化合併を強力に推進しようとするものであり、これが反対の第一の理由です。

全国農協中央会は、単位農協のあり方として、

従来示されていた経済圏や生活圏などの要素に加えて、事業量と経営効率を強調し、全国で一千農協を目指すことを決めています。

こうした決定や経営効率の基準に基づく合併は、農協本来の組織原則に反するばかりか、小規模ではあつても地域に根差した活動を進めている農協を切り捨て、農協と組合員との乖離を一層拡大し、農協の脱農業化、脱農協化の傾向を強めるものです。このことは、全国農協中央会自身が行つた農協の活動に関する全国一斉調査で、合併後の農協に課せられた課題の第一に組合員の意志の反映を挙げている農協が実に六一・九%に達していることを見ても明らかです。

アメリカの財政・貿易赤字と日本の工業製品貿易の黒字のツケを日本農業に回す農業つぶし政治のもとで、いよいよお米の輸入まで求められるに至つております。今農協が果たすべき役割は、このような農産物の輸入自由化や減反政策の強化、小規模農家の土地を一部大規模農家に集中する構造政策など、現在政府が進めている農業つぶしの政治の枠内にとどまらず、二十一世紀を展望する農協の基本戦略の方向ではなく、組合員である農民の要求に基づき、農協の労働者などとも協力して、自給率向上のための農業振興策を確立することです。

しかし、本法案によつて進められる大型合併が目指すものは、これらの政策を容認し、それを実行する農協づくりであり、金融自由化などに対応した農業軽視の農協組織生き残りのための体質強化です。これが本法案に反対する第二の理由です。

今農協に求められているものは、「一人は万人のために、万人は一人のために」を基本とし、農協法の基本精神である農民の経済的社会的地位の向上とあわせて、安全でできるだけ安い食糧の生産を追求することです。この立場から我が党は、もとより合併に一切反対ではなく農村地域の変化の実情に対応して、組合員である農民の利益と農協労働者の要望、そして権利が十分守られる民主

的な合併が大切であると考えていることを最後に申し上げて討論を終わります。

○委員長(福田宏二君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(福田宏二君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(福田宏二君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(福田宏二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福田宏二君) 次に、農林水産政策に関する調査を議題といたします。

先般、本委員会が行いました農林水産業の実情調査のための委員派遣につき、派遣委員の報告を聴取いたします。

まず、第一班の報告をお願いいたします。村沢牧君。

○村沢牧君 御報告いたします。

去る二月一日から三日までの三日間にわたり、長野、群馬両県におきまして、農林水産業の実情を調査してまいりました。派遣委員は、福田委員長、岡部理事、刈田理事、星委員、下田委員、山田委員それに私、村沢の七名でありました。

以下、日程に従つて申し上げます。

受けました。

長野県は、農家戸数、農業就業人口ともに全国一という屈指の農業県で、一戸当たり耕地面積では全国平均を下回るものの、高い技術力、大消費地に近い地の利、園芸作物への特化等により、土地、労働、資本の生産性のいずれもが全国平均を上回っています。反面、農業従事者の高齢化、基盤整備の立ちおくれ、自由化の影響等の問題も抱えています。県は、生産性と付加価値の両方を高めて農業の創造を目指して、昨年「長野県農業二十一世紀への展望」を策定しましたが、今後はこの計画を基本に農政を進めていくこととした。

本県の森林面積は、全国第三位ですが、現在林業は、国産材の需要停滞、過疎化による山村労働力の減少など厳しい状況にあります。これに対処して、営林局と県当局は、木材の安定供給と特用林産物の振興を図るとともに、公益的機能の維持増進、森林レクリエーションの場の提供等にも力を入れていきます。なお、県では、二十一世紀へ向けて、森林資源の整備、森林経営の活性化、森林づくりへの参加等を目指す「長野県森林・林業長期構想」を昨年策定しました。今後の施策は、これに沿つて推進していくこととした。

水産は、ニジマス等の内水面養殖と寒天製造が盛んで、県もその振興を図っています。

概況説明を聴取の後、調査団は中野市農協を訪ねました。エノキタケの生産は長野県が全国一ですが、中野市は、県下でもその指折りの産地であり、最近では、価格の下落に加え、生産農家は減少傾向にあります。農協では、所有する種菌センターで生産した優良種菌を農家に配付することにより、生産の安定と品質、規格の統一を図っていますが、今後も、選果、選別の複雑化に対処して集出荷施設の拡充に努め、キノコ生産の総合供給基地を目指していくこととした。

次に、調査団は、須坂市にある果樹試験場を訪ねました。本県の六十二年度の果樹生産額は、リ

ンゴ、ブドウ、ナシ、桃の四大果樹を中心に六百五十六億円に達し、全国第二位であります。県では二十一世紀には一十億円の舞台に乗せることを計画しております。国際化の進展と労働事情の悪化のもとで目標を達成するには、味がよく、個性的で、商品性の高い新品種の開発と、省力多収栽培、病虫害防除等の技術開発が不可欠で、試験場ではバイオテクノロジー等を駆使して、それらの試験研究を進めていくことと致しました。

次に、十九ヘクタールのガラスハウスやビニールハウスが建ち並ぶ坂城町のバラ生産団地を訪ねました。ここでは、三十三名の方が二十五種類のバラを周年栽培しています。生産額は五億三千万円で、これは本県生産額の六割に当たり、地元では日本一のバラ団地という自信を持っているそうです。農家の方々は、内外からの供給増加、結婚式の減少等が重なって価格が下落しており経営は楽ではないが、さらに品質の向上を図り、安定生産と計画出荷にも努めて産地間競争に打ち勝ちたいと述べておられました。

調査団が長野県で最後に視察したのは、県産材の集出荷施設である小諸市の東信木材センターであります。東信地方の森林資源の七三％はカラマツであります。このカラマツは、耐水性、耐久性、木目の美しさ等により、建築用材として見直されており、その資源の活用が地元の振興に役立つものと期待されています。センターの敷地内の工場や事務所建物は、すべてカラマツだけを用いてつくられており、自然な光沢が見事でした。地元の方々は、地域材の需要拡大、外材輸入を適正化、消費税転嫁対策等について要望しておられました。

長野県を辞した調査団は、群馬県に入り、まず県庁で県当局から本県の農林水産業の概況説明を受けました。また、農林業団体から陳情を受けました。

本県では、豊富な水資源、比較的温暖な気候、大消費地に近い地の利等を生かして多彩な農業が行われており、一戸当たりの農業粗収益は全国第

五位と全国の上位を占めております。しかし、本県の農業も多くの問題を抱えており、県では、昨年群馬県農業・農村活性化検討会を設置して、国際化への対応の強化と農業、農村の活性化を中心に検討を進め、現在その結果の取りまとめを行っているとのことでした。

本県の森林面積は全国第二十二位で、首都圏の水源涵養と国土の保全に重要な役割を果たしています。林業は停滞していますが、県では、造林や林道の整備、間伐の実施等の施策の推進により、林業と山村の振興を図っています。

水産では、コイ、アユ等の内水面養殖が盛んで、県もその振興に力を入れています。

次に、赤城山麓で県営園地整備事業を視察いたしました。富士見村と北橋村にまたがる中山間地の農地四百一十ヘクタールの整備を図るもので、受益戸数七百九十戸、総事業費四十四億円で、工期は昭和五十八年度から平成五年度までとなっています。受益者負担の十パーセントあたり年償還額は、水田の場合一万八千円ないし二万円となっており、金利負担の軽減が課題のようでした。なお、ここでは、県単事業で造成された「ふるさと公園」も見ました。農村らしいふるさと景観の回復を目的としており、住民の憩いの場となっていました。

群馬の生シイタケ生産は全国一ですが、次の榛東村ではシイタケ栽培の実態を視察しました。訪ねた農家は、ほど木六万本を保有し、年間八・五トンの生シイタケを生産しています。その方は、原木の入手難、休養ほだ場の確保、輸入物との競合激化等により経営は厳しいが、単価の高い良品を作ることで何とか対処していきたいと話しておられました。シイタケ栽培は、重いほだ木を運んだり中腰で作業したりするため腰痛になりやすく、特に女性には重労働とのこと対策が望まれているようでした。

蘭とコンニャク芋の生産も本県が全国一を誇っています。次の群馬町役場では、それらの生産農家及び団体の方々と懇談しました。

火山灰土壌のこの地域では、深根性の桑はかけがえない作物で、昔から養蚕は農業の中心でした。しかし、近年の繭価の下落のため生産農家は減少傾向にあります。出席した方々は、再生産可能な繭の維持、養蚕機械購入に対する助成、蚕業改良普及職員の増強等について要望しておられました。コンニャク芋の価格も、生産調整と不作が重なった昨年は例外として、近年低迷が続いており、一方資材費は上昇しているため、農家経営は苦しくなっているとのこと、価格の安定と輸入の規制、小規模土地改良事業の促進、消費拡大対策等について要望が出されました。

次に、高崎市内にある高崎ハムを訪ねました。我が国有数のこの食肉加工経営は、昭和初期の世界不況の中で、畜産農民を救済するために農協組織によって創業され、昨年五十周年を迎えました。関係者の方々は、消費者に信頼される商品づくりを努めてきたが、今後は、それとともに、畜産物の輸入自由化に対処して、新工場の建設によるコストダウン等にも力を入れていきたいと話しておられました。

最後に、高崎市郊外の酪農専業農家を訪ねました。経営者は四十歳代の方で、米国産の優秀な素牛の導入、受精卵移植技術の活用等によって乳牛の改良を重ね、乳量一万キログラムを初めとする好成績を上げて、昨年度の天皇賞に輝きました。借入金が少ない収益も高水準で、今後は、さらに優良な子牛の生産、飼養管理技術の改良、飼料自給率の向上等に努めるとともに、牧場の一部を市民の憩いの場として開放していきたいとのことでした。

以上が調査結果ですが、この中で触れることのできなかった県当局及び農林業団体の陳情につきましても、本日の会議録の末尾に掲載していただくようお願いいたします。

最後に、今回の調査に御協力をいただいた方々に心から感謝申し上げ、報告を終わります。

○委員長(福田宏一君) ありがとうございます。

た。ただいまの報告にありました現地の要望につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたします。

次に、第二班の報告をお願いいたします。鈴木貞敏君。

○鈴木貞敏君 委員派遣の御報告を申し上げます。

本調査団は、去る二月一日から三日までの三日間にわたり、高知、愛媛両県におきまして、農林水産業の実情を調査してまいりました。

派遣委員は、青木委員、大塚委員、吉川委員、一井委員、橋本委員、それに私、鈴木六名でありました。

最初に、高知県に参りました。本県は、四国南部の広大な地域を占め、夏季高温多湿、冬季温暖多照という恵まれた自然条件のもとで、農業につきましては、水稲、野菜、果実、畜産物等の生産が行われ、今後とも総合食糧供給基地としての役割を期待されています。中でも、野菜園芸は、本県農業の中で最大の部門として発展を見られており、本県は、全国屈指の園芸県となっております。今後とも、一層生鮮食料供給機能の充実強化に努めるとともに、多様化する需要動向に即した流通体制の整備、山間地域の複合経営の促進等の諸施策にも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、林業につきましては、来るべき国産材時代に向けて、木材供給体制の強化、需要の拡大、森林の多面的利用等の諸施設の推進に当たってまいりたいと考えております。

水産業につきましては、厳しい状況の中で、経営安定対策、生産対策等の必要な施策を推進してまいりますが、内水面漁業につきましては、国民休暇果構想との関連で特に力を入れておりまして、アユ、ウナギ等の資源の保護増殖、種苗供給体制の整備等に積極的に取り組んでいたのであります。現地におきましては、米の自由化は絶対に行わないこと、農産物の輸入自由化に対しましては地

域の実態に即した国内対策を講ずること、転作面積を拡大しないこと等が要望されております。

以下、我々が視察いたしました主な箇所について申し述べたいと存じます。

まず、芸西村の施設野菜生産団地に参りました。本県の野菜生産は、農業粗生産額で全体の四八%を占め、県の基幹産業となっておりますが、中でも自然条件を生かした施設野菜が盛んであります。芸西村は、そうした施設野菜の県内有数の産地の一つでありまして、訪れた地域一帯は整然とハウスが並んでおりまして、水の確保、連作によるいや地対策などが今後問題になるとのことでした。そこで訪れた野菜集荷所では、今の時期に、機械を使って、ピーマン、ナスの箱詰め作業が大々的に行われていました。

次に、土佐山田町の内水面漁業センターに参りました。県が力を入れている内水面漁業の振興のために、昭和五十五年度に発足した施設で、ここでは、魚病の防疫、診断、健全種苗の育成試験、増養殖技術の開発試験、現地巡回指導等広範な事業に取り組んでいるとのことでした。そこで見た「バイテクあゆ」の将来には、一同大変興味を引かれるものがありました。

翌日は、土佐和紙で知られる伊野町で紙の博物館を視察した後、県の畜産試験場を訪れました。そこでは、まず、土佐赤牛が紹介されました。本来の役用牛を改良して肉用牛に育てたものだそうでした。優良牛として銘柄化に努めているとのことでした。また、土佐地鶏と外国産の鶏を交配して作った新品種の「土佐ジロー」も紹介され、卵肉兼用種としてすぐれ、農家の省力経営に威力を発揮しているとのことでした。また、山間地の多い本県は、その畜産的利用が課題でしたが、当試験場での長年にわたる研究の結果、野芝を用いた草地の造成、利用技術の体系化に成功し、県外からも大変注目されているとのことでした。

高知県での日程を終えた後、次に愛媛県に入りました。本県も、農業生産において、中四国で二位を争う農業県であります。中でも、特にかん

きつ等の果実のウェイトが大きく、農業粗生産額では全体の約三〇%を占めており、その分、米、野菜等のウェイトが低くなっております。今回のオレンジ・果汁の輸入自由化決定は、特に本県に大きな影響を与えましたが、こうした事態にもかかわらず、生産者、団体、行政が一体となつて、かんきつ再編対策に取り組んでいるとのことでありました。

また、本県は、森林面積が県土の七一%を占める山岳県で、人工林率が六割強と全国的には進んでいるものの、昭和四十年代からの植栽が大部分でまだ育成過程にあるため、経営を助けるには至っていないとのことでありました。また、特用林産物としてはシイタケの生産が盛んで、全国で一位を占めています。

自然環境にも恵まれた本県は、漁業も盛んで、漁業経営体数、生産額いずれも四位と、全国有数の水産県となっております。特に、養殖ブリ類、マガイ、真珠母貝、真珠などは全国一位の生産量を誇り、海面養殖業が本県水産業の特色となっております。今後は、厳しい環境の中で、マリノベーション構想の推進を初め総合的な水産行政の展開を図っていききたいとのことでありました。

現地におきましては、オレンジ・果汁、牛肉等の輸入自由化に伴う産地強化対策、米の国内自給の基本方針及び食糧管理制度の根幹の堅持、マリノベーション構想の推進等が要望されております。

以下、我々が視察した主な箇所について申し述べたいと思ひます。

まず、林業の町として知られる久万町に参りました。ここでは、地元の木材を生かした木造の美術館や小学校、それと森林組合の加工施設を視察しました。この地域は、昔から林業が盛んで、約四千戸の林家が平均十二ヘクタールの山林を所有しており、人工林率も高く八五%に達しております。この林業の特徴としては、良質材等の生産目標に従ったきめ細かな育林施策にあるとのことでした。そこで訪れた森林組合の加工施設で

は、従来の素材販売から製品販売への転換を図っているとのこと、久万材の良質材としての銘柄の一層の普及定着を図っていくとのことでした。次に、県農協経済連の肉用牛センターを視察しました。ここは、県下の肉用牛振興の中心施設として位置づけられておりまして、来るべき牛肉の自由化時代に備え、低コスト化を目指して、県内素牛の自給率の向上、改良増殖、先端技術等に積極的に取り組んでいました。

久万町では、久万高原ふるさと旅行村にも伺いました。農業体験を通じて、都市生活者に農村、農業への理解を深めてもらうとともに、農山村の自然環境を保全することを目的としたものですが、過疎化の進行する中での取り組みとして大変注目されました。

翌日は、まず、温泉青果農協の選果場を視察しました。ここでは、大規模なラベリング施設が目されました。イギリスから導入した機械だそうでした。かんきつを対象としたラベリング施設としては他に例を見ないものだそうです。続いて、県青果農協連のジュース工場を視察しました。輸入自由化の中で、厳しい国際競争に打ち勝つため、より一層の技術開発、合理化に努めるとともに、多様化する消費動向に的確に対応していかなければならないとのことでした。最後に、同青果連が誇る新品種開発センターを訪ねました。ここでは、ウイルス無毒化施設による健全種苗の育成、内外の優良品種の収集等を行っていました。

以上が今回視察してまいりました高知、愛媛両県における農林水産業の実情の一端であります。本報告の中で詳細に触れることができなかった現地の要望等につきましては、本日の会議録の末尾に掲載していただくようお願いを申し上げます。

最後に、今回の調査に当たって特段の御配慮をいただきました方々に心から感謝の意を表しまして、御報告を終わります。

○委員長(福田宏一君) ありがとうございます

ただいまの報告にありました現地の要望につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたします。

以上で派遣委員の報告は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

〔参照〕

長野、群馬両県の農林水産業に関する現地の要望

(陳情順)

長野県
長野県議会

一、農業基本政策の確立について

本県におきましては、農業長期ビジョン「長野県農業二十一世紀への展望」のもとに、生鮮農産物の総合供給基地としての役割を一層発展させ、競争に打ち勝つ個性あるたくましい農業の展開をめざして鋭意努力しているところであります。

しかしながら、最近の農業・農村を取りまく情勢は、国際化、高齢化、技術の高度化等が進むなかあつて、先般は牛肉・かんきつをはじめとする一連の農畜産物の輸入自由化が決定され、また、米の市場開放を求める外圧が一層強まるなど、引き続き厳しいものがあります。

万が一、米まで市場開放されるような事態になれば、我が国農業の基盤と食糧の安定供給が失われるのみならず、国土の荒廃と農業者の経営意欲の減退を招き、国民生活に重大な影響を及ぼすものと深く憂慮するものであります。

このため、これらの事情を御賢察のうえ、今後の農業政策の策定に当たっては特に下記の措置を講じられるよう陳情申し上げます。

記

- (1) 米の市場開放阻止並びに食糧管理制度の根幹堅持
- (2) 牛肉、トマトジュース、果汁等農畜産物の

輸入自由化に伴う国内対策の拡充・強化

(3) 広域官農団地農道整備事業等農業基盤整備事業の促進

(4) 農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業等農村環境整備の促進

二、森林・林業の振興について

現下の森林・林業を取り巻く環境は、外材や代替材の進出などによる国産材需要の停滞、過疎化による山村労働力の減少など、依然として厳しい状況にあります。

このため、木材の供給、国土の保全、水資源のかん養、自然とのふれあいの場の提供など、国民生活にとって重要な働きをする森林を維持造成していくことが、極めて困難な状況となつてきております。

つきましては、これらの実情を御察察いただき、下記の事項について格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 森林の公益的機能拡充対策の推進

(2) 林野公共事業の充実強化

(3) 木材利用促進対策の推進

長野県市長会

長野県町村会

本県市町村における農林水産行政の推進にあたりましては、平素格別なる御高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本県農業は、高齢化・過疎化の急速に進む厳しい状況の中にあつて、地域の条件を生かした適地適作による主産地づくりに懸命な努力を重ねているところでありますが、内陸山岳県という自然条件により豪雪、急傾斜地等の極めて生産性の低い山間農地が多く、土地基盤の整備を始めとする農業振興対策を積極的に促進することが強く求められております。

また、県土の約八割を森林が占め全国有数の森林県である本県林業は、木材需要の低迷により林業生産活動が著しく停滞しておりますので、木材

の用途開発と利用拡大並びに公共事業の促進により森林・林業の活性化を図ることが急務となっております。

つきましては、下記事項の実現について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

一、水田農業確立対策の推進

(1) 転作目標面積の固定

(2) 助成補助金の現行水準の堅持

二、農業基盤整備及び農村環境整備の促進

(1) 第三次土地改良長期計画の推進

(2) 農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業等の農村環境整備の促進

三、農業の担い手育成対策の充実

(1) 農業後継者の配偶者確保対策の確立

(2) 中高年他産業離職者就業対策の確立

四、木材需要の拡大対策の充実強化

(1) 公共施設等の木造化の促進

(2) 木材の安定供給体制の拡充整備

五、林野公共事業の推進

(1) 第七次治山事業五箇年計画の推進

(2) 林道等林業生産基盤整備の促進

(3) 造林事業の促進

長野県農業協同組合中央会

長野県農業協同組合連合会

長野県農協畜産物輸入自由化・枠拡大阻止対策本部

長野県農協米市場開放阻止対策本部

米の市場開放阻止及び農畜産物国境調整措置の確保・国内対策の確立に関する陳情

平素、農業の振興ならびに農協活動につきましても、政務を通じ格別のご高配を賜わり感謝申し上げます。

さて、国際化・自由化が急速に進む中で、米・麦等政策価格の連年の引下げ等、農業をめぐる内外情勢が一段と厳しさを増しております。系統農協は、農業と農村の再生と活性化をはかるため、さきに開催の県および全国農協大会の決議にもとづき、二十一世紀を展望する農協の基本戦略の具

体的実践に取り組んでいるところであります。

しかしながら、貿易摩擦に起因する米国をはじめ諸外国からの農畜産物市場開放圧力により、農産物八品目及び牛肉等の自由化が決定し、わが国農業と地域経済に深刻な影響を及ぼし、関係農家は今後に大きな不安を抱いております。

この上、米の市場開放が行なわれるようなことになれば、わが国農業は、その基盤を失ない、崩壊を招くことは必至であります。

よって、国におかれましては、わが国食料の安全・安定供給を基本に、国土の保全と地域活性化の観点に立ち、農業・農村の将来展望を早急に明示するとともに、下記事項の実現について特段のご配慮をお願いいたします。

記

一、ガット中間レビューにおいて先送りとなつた我が国の主食であり農業の基盤である米については、国民食料の安全・安定供給並びに水田農業の確立、国土と自然を守る見地から、加工用を含め一切の市場開放を阻止されたい。

二、さきに輸入自由化決定の牛肉及び加工トマト等八品目については、国内農業振興のため、国境調整措置を確保するとともに、引き続き国内対策の確立と関連予算の確保を図られたい。

三、構造政策への転換が強く求められる中、農地の確保とその基盤の整備、ならびに土地の利用調整と生産の組織化により、生産性向上が円滑に図られるよう中長期的な施策を確立されたい。

長野県土地改良事業団体連合会

要旨

平成元年度において農業基盤整備事業促進のため、別記各事項が早急に実現されますよう貴職のご高配をお願い申し上げます。

説明

本県土地改良事業の促進につきましては、毎年度貴職の格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、近時わが国の農業をとりまく内外の諸情

勢は一段と厳しさを増し、とくに穀物自給率の低下、農畜産物自由化の外圧、さらに農業構造及び農村環境の変容等極めて深刻な試練に直面しております。

とりわけ、二十一世紀に向けて農政の課題は、食糧の安全保障体制を確立しわが国においても国民食糧の安定確保を図る施策の推進が急務であることから農業基盤整備事業の促進は不可欠の基礎条件であると確信致しております。

このためには、地域の実態に即した農業生産構造の確立を図るなど諸政策を着実に講ずると共に、水田農業確立対策の推進等により、長期展望に立った農業生産基盤と農村環境基盤の整備を強力に推し進め、農業の体質強化をはかり都市と均衡した調和のある豊かで活力溢れる高福祉農村を建設することが緊要であると存するものであります。

つきましては、国家財政の厳しいことは十分承知致しておりますが、私共関係者の切実な願望であります各事項が早急に実現されますよう、貴職の特段のご高配を賜りますよう陳情申し上げます。

要望事項

一、第三次土地改良長期計画の確実な実行

第三次土地改良長期計画に基づく年次計画を完全に遂行し、事業実施に必要な財政措置を確実に講ずるようお願いいたします。

二、水田農業確立対策のための条件整備を図る農業基盤整備事業予算の大幅増大

特に

(1) 農業生産の飛躍的増大と汎用耕地化を図るため、圃場整備事業予算の大幅な増大をお願いいたします。

(2) 農業の近代化、合理化を図るため、農業用各種道路事業予算の大幅な増大をお願いいたします。

(3) 畑地の生産性向上と高効率農業樹立のため、畑作振興事業予算の大幅な増大をお願いいたします。

(4) 農地の高度利用を図るため、排水対策特別事業予算の大幅な増大をお願いします。

三、農村の総合整備事業予算の大幅増大

(1) 農村の生活環境整備を早急に進めるため、農村総合整備モデル事業予算の大幅な増大をお願いします。

(2) 中山間地帯農村の総合整備を早急に達成するため、農村基盤総合整備事業予算の大幅な増大をお願いします。

(3) 耕地の汎用化と畑作の振興を図るため、土地改良総合整備事業予算の大幅な増大をお願いします。

四、農村の快適な居住環境整備を図るため、農業集落排水事業予算の大幅な増大をお願いします。

五、山村地域の農業振興並びに農地防災事業予算の拡大

(1) 山村地域農業の低生産性の実態にかんがみ、現地の特殊性に適合した強力な農業施策を講ずるようお願いします。

(2) 農地及び農業施設の災害を未然に防止する防災事業の促進のための予算の大幅増額をお願いします。

長野県木材協同組合連合会

長野県森林組合連合会

一、林野公共事業の積極的な推進について

林業の振興と森林・林業に対する多様な要請に応えるためには、林野公共事業の積極的な推進が必要不可欠の要件であります。

つきましては、治山、林道、及び造林の林野公共事業のより積極的な推進を図られるようお願いいたします。

二、林業後継者及び林業労働力対策の充実について

林業労働力の減少と低下に対処するため、林業従事者の通年雇用、社会保障などの充実を図り、その育成と確保対策について御配慮をお願いいたします。

三、木材の需要拡大と価格安定対策の充実について

(1) 木材需要の拡大対策

国産材需要の拡大を図るため、木造住宅建設の促進、公共施設の木造化及び間伐材等中小径木利用促進対策の強化について御配慮をお願いします。

(2) 価格安定対策

秩序ある外材輸入対策を図るとともに、国産材生産供給コストダウンを実現するため、生産から流通、加工、販売に至る一貫した体制の総合整備が図られるよう御配慮をお願いします。

四、森林組合の広域化の推進について

森林・林業の振興の担い手である森林組合の強化を図るためには、広域化を進めることが必須の要件であります。

つきましては、森林組合広域化促進に対する抜本的助成策を講じられるようお願いいたします。

五、林業技術開発の拡充及び普及指導体制の強化について

新しい時代において、林業の振興と山村の活性化を期するには、地方の要望に応える新しい技術の開発とその普及指導の徹底が不可欠の要件であります。

このため、研究開発の拡充と新しい時代に対応した普及指導体制の強化を図られるようお願いいたします。

群馬県農業協同組合中央会

群馬県農協農政対策本部

群馬県農業の活性化に関する陳情

群馬県農業の振興・発展につきましては、平素より格別なるご指導・ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業をとりまく環境は近年極めて厳しい状況に直面し、本県の農業粗生産額は昭和五十九年以降減少傾向を示し、農業者は将来の農業経営を危惧し、限りない不安を募らせております。

かかる情勢下で昨年十一月に群馬県農協大会を開き「二十一世紀を展望する農協の基本戦略」を

決定し、新しい時代に対応した農業に取り組むことといたしました。

しかしながら農業者の対応には限界があり、農業の将来展望を明確にした希望のもてる農政の確立が最重要課題であります。

よって、下記事項の実現がはかれるよう特段のご高配を賜りたく、ここに陳情いたします。

記

一、米の市場開放阻止対策

我が国農業の基幹となつてゐる米の市場開放は、我が国農業の崩壊につながるものであり、絶対阻止すること。

二、牛肉の輸入自由化対策

牛肉の輸入自由化により、生産農家には大きな影響が予想されるので、牛肉生産農家の経営安定を図るための施策の充実を図ること。

三、米・麦価対策

米麦価の算定にあつては、生産者が将来を展望でき、再生産が可能な価格とすること。

四、農地流動化対策

土地利用型農業の育成には規模拡大によるコスト低減を進めることが重要であり、農地流動化施策の一層の拡充強化を図ること。

五、養蚕対策

養蚕の振興を図るため、現行の繭糸価格安定制度を堅持し、安定基準価格の引き上げとともに、繭・生糸等の輸入にあつては、農家の増産意欲を阻害しないよう適切な輸入抑制措置を講ずること。

六、こんにやく対策

こんにやくは、価格の低迷から自主的な生産調整を余儀なくされ、生産農家は苦慮しているところであり、こんにやく製品についての適切な輸入抑制措置を講ずること。

群馬県土地改良事業団体連合会

群馬県土地改良事業につきましては、平素貴職の特段の御高配を賜り、心からお礼申し上げます。

農業は、わが国経済の発展と国民生活の安定に

とつて、最も基礎的な産業であり、国民食糧を安定的に供給する重要な使命を担つております。

しかしながら、最近の農業を取り巻く内外の諸情勢をみますと、農産物価格の低迷、食糧需給の不均衡、農産物自由化の要求、農業構造及び農村環境の変容さらには、財政のひつ迫等誠に深刻な試練に立たされております。

これからの我が国農業の健全な発展をはかり産業として、自立し得る農業構造を確立し、住みよい活力溢れる農村社会を建設することは、二十一世紀を展望した農業の重要な課題であり目標であります。

そのためには、その基礎条件であります、農業生産基盤の整備と、農村生活環境の整備が、その根幹をなすものと考えております。

殊に本県においては、都市化の進展や混住化の進行により、農業構造や、農村環境の変容は著しく健全な農業の育成、地域性を生かした農業生産の再編成は重要であり、その基盤となる農業基盤整備事業の促進は急務であります。

よって、群馬県土地改良事業団体連合会は下記事項の実現につきまして、特段の御高配を賜りますよう陳情いたします。

記

一、農業基盤整備費予算の増大と本県土地改良事業予算の確保

二、農業基盤整備事業に係る農家負担金の軽減対策の拡充強化

三、農村の総合的整備と中山間地域の活性化対策の促進

四、土地改良施設の管理事業の整備拡充

五、土地改良団体の育成強化

群馬県森林組合連合会

森林の造成・維持費用に対する応益分担制度の早期創設について

森林は木材等の林産物を生産するばかりでなく、水源かん養をはじめとする公益的機能を有し、国民生活安定の基盤となっている。

しかし、森林を健全に育てるための林業は無制

限な輸入木材による圧迫と、林業の担い手である山村社会の衰退のため、危機に瀕しており、森林はまさに荒廃のせとぎわにある。

よつて、速やかに森林を造成し維持するための費用を下流受益者が負担する制度、すなわち「森林造成維持費用応益分担制度」を創設するため特段のご配慮をお願いしたい。

高知、愛媛両県の農林水産業に関する現地の要望

高知県

農林水産業施策の拡充推進について

当県におきましては、県民待望の本四架橋の開通により本格的な開放化の時代を迎えており、二十一世紀への飛躍を目指して「うるおいに満ちた強靱な郷土」づくりに県民の総力をあけて努力しているところであります。

しかし、財政基盤の脆弱な当県におきましては各種の施策を推進していくにあたり、国をはじめ関係機関の格段の御理解と御援助を得なければならぬ実情にあります。

厳しい行財政情勢下ではありますが、国土の均衡ある発展を期するためには、当県のような後進地域に対する予算の重点投資、事業の傾斜配分等がより一層求められているところであります。

つきましては、当県の基幹産業である農林水産業の振興のため、次の事項について特段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

一、農産物の輸入自由化に対しては地域の事態に即した国内対策を講ずるとともに米の輸入自由化は絶対行わないこと。

我が国農業は、牛肉・オレンジをはじめとする農産物の輸入自由化に加えて、米の生産調整や二年連続の米価引下げ等かつてない厳しい事態に直面しており、生産農家は、将来への不安を抱きながら、生産コストの低減と体質強化に懸命の努力を続けているところである。

牛肉・かんきつは、いずれも我が国農業の根幹を形成するとともに地域経済振興の核として位置

付けられる重要な産品であり、今般の決定は農家経済のみならず地域経済にも重大な影響を及ぼすものと憂慮される。

また、米の輸入自由化は本県農業の将来の方向に大きな影響をもたらすことはもとより我が国食料の安全保障という面からも重要な問題である。

したがって、国におかれては果樹農家、畜産農家の厳しい実情を御察察のうえ主産地対策はもとよりのことであるが本県のような小規模産地の実態にも即した万全の対策を講ずるとともに、米の輸入自由化は絶対行わないよう強く要望する。

二、高地西南、高幡両地区の国営農地開発事業の円滑な推進を図ること。

両地区は、野菜、果樹、畜産等を中心に特色ある農業を展開してきたが、狭隘な耕地の中で零細な農業経営を余儀なくされてきたところである。

こうしたことから、新たな農用地開発や既存農用地の整備により経営規模の拡大を図り、恵まれた気候条件を生かした生産性の高い農業を展開する必要がある。

三、広域営農団地農道整備事業の促進を図ること。

中村市他六市町村で構成される幡多広域営農団地の農産物の一元集出荷体系を確立するとともに、高知西南地区国営農地開発事業の受益地を東西に連結する基幹農道として同事業と整合をとりながら一体的に実施する必要がある。

特に、昭和六十三年度に着工した四万十川に架設する橋梁（延長六八七m）については、西南地域の活性化のため早期完成が強く望まれている。

四、四国西南山地大規模林業開発事業の促進を図ること。

県土の八四％を占める森林の高度利用は、当県社会経済の発展にとって、重要な柱の一つである。

特に、四国西南山地は、広大な森林資源を擁するにもかかわらず、生産基盤の整備が立ち遅れ、所得水準の低迷、過疎化の進行による若年林業従事者の減少等極めて厳しい状況にある。

こうした状況を克服し、林業の振興を中心として、総合的な地域振興を図るうえで、多大の貢献が期待される大規模林業開発事業の推進を図るため、大規模林道事業費の大幅な増額等積極的な整備促進が必要である。

五、山村・林業、木材産業の活性化を図ること。

当県は、県土の八四％が森林で占められ、この豊富な資源の有効な活用が県勢浮上の重要な鍵となっている。このため、林業、木材産業を基幹産業の重要部門として位置づけ、その振興について懸命に努力しているところである。

しかし、長期化する林業不況のもと、山村・林業、木材産業は極度に沈滞、疲弊しているところであり、加えて最近では、円高による影響等林業、木材産業を取りまく諸情勢は厳しさを増している。

こうしたことから、今後は、低コスト林業の推進等林業経営のための条件整備を進めながら、林業、木材産業の体質強化を図るとともに、川上・川下一体となった産地供給体制の確立や森林空間の広域的、総合的な利用の促進を図る必要がある。

六、遠洋近海かつお・まぐろ漁業の経営安定のため積極的な措置を講ずること。

当県の遠洋近海かつお・まぐろ漁業は、昭和六十三年において漁獲量五万二千トン、生産額三三億の水揚げを有し、当県の基幹産業として重要な地位を占めている。

しかし、かつお・まぐろ漁業をとりまく内外の諸情勢は一段と逼迫しており、特に遠洋まぐろ漁業においては資源の減少や沿岸国の漁場規制の定着等に加え、輸入まぐろの急増、また、近海かつお漁業においても、最近の著しい魚価安等により、累積債務が増大し、漁業経営は極めて深刻な状況に直面している。

このような状況から離脱し、経営の維持安定を図るためには従来からの操業の合理化及び経営体質の見直し、改善等業界の自助努力とともに、さらに強力な施策の推進が必要となっている。

高知県農業協同組合中央会

高知県園芸農業協同組合連合会

高知県農業振興に関する要請

農業をめぐる情勢は、牛肉、オレンジの二年後（平成三年四月）の自由化や水田転作への取り組み等、厳しい局面を迎えております。

このような現状のなか、系統農協においても、農業振興のため国の指導、援助に大きな期待がかけられております。

つきましては、下記の事項の実現について特段のご指導を下さるよう要請致します。

一、日本の米市場開放を阻止するとともに、農産物の輸入自由化に対しては、地域の実態に即した国内対策を講ずること。

昨年、RMA（全米精米業者協会）から九月、日本の米市場開放要求がアメリカ政府に再提訴されたが、十月、アメリカ政府はこれを却下した。

しかしながら、この却下は、十二月、カナダのモントリオールで開かれるガット中間見直しの場で、日本側が米市場開放に対し前向きな姿勢が認められない場合は、RMAに再提訴を求めるという条件付きのものであったが、米問題については本年四月の高級事務レベルで協議されることとなっている。

ついでには、昨年十月、衆参両院で可決した「米市場開放に関する反対決議」を遵守されたい。

また、昨年、アメリカの理不尽な要求により二月に農産物八品目、六月には牛肉・オレンジの自由化が決定され、日本農業は大きな変革を求められるとともに、農家はかつてない不安に直面している。

これに対し、政府は牛肉・柑きつ国内対策として、すでに千五百六十億円の予算化を決定し、諸対策を講じていることになっているが、自由化されるまでの間、牛肉は年間六万ト増、オレンジは二万二千トの大幅な輸入枠の拡大が行われることになっている。

ついでには、農家の経営安定のため、地域の実態に即した国内対策に万全を期されたい。

二、転作面積はこれ以上拡大をしないこと。

本県の転作面積は、一〇、九四〇ヘクタールで転作率三七・六％にも達しており、全国第三位という高率となっている。

平成元年是水田農業確立対策前期の最終年度にあたり、秋には後期対策が決定される見通しにある。

現在、全国七十七万ヘクタールの転作面積を拡大させないため、米需給均衡化緊急対策を実施しているが、この対策で対応できない場合は超過転作が実施されており、実質的には八三万ヘクタールの転作にのぼっている。

従って、後期対策においても相当の転作面積の上積みが予測されるので、本県の実情に鑑み、これ以上の転作面積拡大を行わないよう配慮されたい。

三、中山間地域農業・農村の活性化対策を早急に講じられたい。

本県は、日本一の山国であり、かつ全国一・二を争う高齢化県でもあり、数年後には集落が丸ごと消滅するのではないかと懸念される集落が出現しはじめている。

本県の中山間地域農業としては、現在、土佐赤牛、茶、養蚕、ゆず、雨除け栽培による夏場野菜を中心に振興しているが、土地基盤整備の遅れ、農道の未整備、労働力の高齢化、低技術など立地条件や人的条件は低位な環境にあり、農業は停滞あるいは縮小を余儀なくされている。

加えて、輸入農産物の増大が一段と進み、中山間地域農業は一層厳しさが増している中で、中山間地域農業の振興をはかるとともに、後継者が定着するよう土地基盤並びに農道の整備、作目振興や技術力向上のための指導体制の強化などの条件整備・対策を早急に講じられたい。

四、生鮮流通の高度化・高速化対策を進められたい。

本県青果物・花きの振興をはかり、消費地に安定かつ効率的な供給を強化するため、物流の高度化・高速化の交通基盤整備及び花き流通体制を円滑・適正化する次の対策を進められたい。

① 四国の高速道路等の整備を促進されたい。

四国横断自動車道の早期開通と県内における関連道路網及び明石大橋に連動した四国縦貫自動車道の整備をさらに促進されたい。

② 花き卸売市場の整備を促進されたい。

国内生産量の増加と国際化にも適応し、消費・流通の変容に対応する中央卸売市場の整備をさらに促進されたい。

高知県土地改良事業団体連合会

平成元年度農業基盤整備事業の推進について

高知県は、中山間の急傾斜地が多い地理的条件のなかで、温暖な気象等、豊かな自然を生かした活力ある農村作りをめざし、各種の農業基盤整備事業を鋭意推進していますが、財政基盤の脆弱な当県といたしましては、これらの事業の多くを国の御理解、御支援に仰がなければならぬ実情にあります。

国におかれましては、第三次土地改良長期計画に基づき計画的な農業基盤整備を実施されていいますが、当県におきましても、土地利用型の農業の体質強化をめざした構造施策の推進、需要の動向に応じた高生産性農業の展開、住みよい環境、快適なふるさとづくり等に重点をおいた各般の施策を講じているところであります。

そのためには水田農業確立対策を円滑かつ早期に実施し、畑作振興を中心とした農業基盤整備事業を強力に推進することが、当県における課題であります。つきましては平成元年度の新規採択地区並びに継続地区の予算措置について要望するものであります。

高知県森林組合連合会
高知県山林協会
高知県木材協会

林業の振興について

この数年來かつてない不況に呻吟して参りました林業も、一昨年、内需拡大対策による住宅着工戸数の大幅な増加等から、やや明るいさざしも見え始めた感もありますが、林業の持つ構造的な不安要因は解消せられたわけではなく、住宅建築に

於ける木造率の低下、外材の圧力の増大等、依然として厳しい環境下にあります。更に現在林業に於て最も憂慮すべき問題は、林家の林業経営意欲の喪失と、林業後継者、労働力の不在ということであり、このまま推移すると、林業の崩壊、ひいては山村の灯が消えかねないおそれすらなしとしないのであります。

このような事態に対応して、私共林業関係団体は力を合せ、これ等の問題に取り組んでいるところでありますが、私共の自助努力のみでは解決し得ない点も多く、何卒国におかれましても全面的な御支援をいただきたく、下記事項について、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

一、林野公共事業（治山、林道、造林）予算の拡充

二、地域林業担い手対策の一層の充実

三、林業構造改善事業の推進

四、木材需要拡大対策等の拡充強化

愛媛県 国会におかれましては、内外の厳しい情勢に対応しつつ、我が国農林水産業の振興対策に多大の御尽力を頂いているところでありますが、本県におきましても、農林水産業を愛媛を支える重要な基礎産業と位置付け、行政・団体等が一体となつてその育成振興に懸命の努力をいたしております。

ここに取上げました諸施策は、本県農林水産業の振興のため、今後は是非とも実現しなければならぬ重要施策ばかりであります。

つきましては、これら施策の推進に格別の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

一、オレンジ・果汁、牛肉等の輸入自由化に伴う産地強化対策について

オレンジ・果汁、牛肉等の輸入自由化に対し、本県の農家は農業経営の将来に強い危機感を持つとともに、国際化の進展に対応していくため産地の体質強化に懸命の努力を払っている現状にあります。

ます。

国におかれては、価格安定措置等自由化関連対策の実施を決定され、六十三年度補正予算案及び平成元年度予算案において、所要の措置を講じられているところでありますが、今後とも、国際競争が激化する厳しい情勢に対処し、一層の産地強化対策を講ぜられるよう格別の御配慮をお願いいたします。

二、米の国内自給の基本方針及び食糧管理制度について

米は、日本国民の主食として、また、我が国農業の基幹作物として重要な地位を占めるのみでなく、水田は国土と自然環境の保全に大きな役割を果たしております。

しかも、生産農家は、二年連続の米価引き下げに加え、水田農業確立対策等により全水田面積の三割に及ぶ厳しい生産調整に取り組みながら、生産性の向上と経営の効率化に努力を重ねているところであります。

かかる状況の下で、米の市場解放が実施されれば、我が国農業の基盤と食糧の安定供給機能が失われるのみならず、国土の荒廃を招き、国民生活に多大の打撃をもたらすこととなります。

既に、国会においては、米の自由化反対に関する決議がなされており、大変心強い限りであります。今後とも、米の国内自給方針及び食糧管理制度の根幹を堅持するようお願いいたします。

三、南予地区国営土地改良事業の促進について

愛媛県における南予地区国営土地改良事業は、慢性的な水不足に悩む南予地区に、野村ダムから農業用水と生活用水を供給するものであり、地域住民は、一日も早くその有効利用が図られるよう、早期完成を強く願っております。

つきましては、平成元年度予算案において、内示を頂いているところでありますが、本事業を促進するため、今後とも、格別の御配慮をお願いいたします。

四、道前道後平野地区国営土地改良事業の促進について

昭和四十二年に、画期的な国営土地改良事業として完成した道前道後用水は、愛媛県の主要な農業地域である道前道後両平野の農業振興と地域社会の発展に大きな役割を果たしております。

しかしながら、事業完了後、約二十年が経過しているため、一部の水利施設が老朽化し、通水の安全性が低下するとともに、水管理施設も旧式化し、適正な配水が困難となっております。また一方では、冬期かんがい用水の確保、受益地の拡大など新しい水需要への対応が強く要望されているところであります。

つきましては、平成元年度予算案において、当面、施設の更新等を中心とする事業について新規着工の内示を頂いたところでありますが、水需要の増大への対応のため、ダム等基幹施設の整備についても引き続き実施する必要がありますので、今後とも、この事業の推進に格別の御配慮をお願いいたします。

なお、ダム等基幹施設につきましては、県としても強く要望して参りました農家負担軽減の観点から、国庫負担率の引き上げが計画されておりますが、その実現に格別の御配慮を頂きますことを併せてお願いいたします。

五、南宇和地区広域営農団地農道整備事業の推進について

南宇和地区は、愛媛県の最南端に位置し、地域特有の温暖な気象条件に恵まれ、地域の特性を生かして、かんきつを始め、米、野菜、畜産などの生産が盛んな地域であります。地区内の基幹道路が未整備なため農業生産が伸び悩んでいる状況にあります。

本事業は、かんきつ、米、野菜など基幹作目の生産団地化を促進するとともに、その生産団地とライスセンター、選果場などの農業近代化施設を有機的に結び、広域的な生産流通体制を確立し、地域農業の活性化を図る重要な事業であります。このため、県では御荘町から城辺町を経て一本松町に至る広域農道を計画し、昭和六十二、六十三年度の両年度で調査を実施したところであります。

す。

つきましては、広域農道の早期実現により、地域の農業振興と農村環境の改善を図るため、この事業の推進について格別の御配慮をお願いいたします。

六、四国西南山地大規模林業開発事業の促進について

四国西南山地大規模林業開発事業は、新しい視点に立った交通ネットワークの配置、森林資源の培養と活用、森林関連産業の育成、森林レクリエーション地区の建設等多様性に富んだ地域開発構想のもとにその推進が図られているところであります。

愛媛県におきましては、本事業の一貫として、すでに大規模林道東津野・城川線、小田・池川線及び広見・篠山線の工事が着々と進められているところであります。

しかしながら、この圏域は広大な森林を擁しているにもかかわらず、道路網整備の立ち後れから林業生産活動が停滞し、地域住民から幹線道路としての大規模林道の早期完成を強く要望されているところであります。

つきましては、本事業の促進について格別の御配慮をお願いいたします。

七、農林水産業の普及事業等交付金制度の堅持・強化について

最近の農林水産業をとりまく厳しい情勢のなかにあつて、普及事業等の果たす役割は、従来にも増して重要になってきております。

技術の開発と普及等は、これからの農林水産業の発展を図る上で極めて重要であり、交付金制度を廃止するようなことになれば、都道府県間の普及指導体制等に不均衡が生じるばかりでなく、国の政策の浸透も一定の水準を保てないなど現行の普及事業等が大きく後退し、ひいては、農林水産業の発展に致命的な打撃を与えることは必至であります。幸い、平成元年度予算案において、交付金制度の継続は確保されましたが、今後とも、その存続について格別の御配慮をお願いいたします。

八、マリノベーション構想の推進について

愛媛県の漁業は、生産額一千九百九十三億円で全国第四位を誇る有数の水産県であり、将来ともにこれを維持発展させ、水産業を核とした地域社会の活性化と地方定住の促進を図っていくためには、沿岸域及び沖合水域の総合的な整備開発が必要であります。

このため、水産業が基幹産業である宇和海、および水産業による地域振興に必要な伊予灘中央地域において、二十一世紀をめざしたマリノベーション構想を鋭意推進しているところであります。つきましては、本構想の早期実現を図るため、マスタープラン策定地域において特定事業種目の枠拡大、及び事業の優先的採択等、格別の御配慮をお願いいたします。

九、栽培漁業の推進について

沿岸漁業の永続的な発展を図るためには、つくり育てる漁業を推進して漁業資源の積極的な培養を図る必要があります。

このため、本県では、栽培漁業の推進に積極的に取り組んでいくところであります。

つきましては、資源培養管理対策推進事業、栽培漁業、技術開発事業の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

一〇、漁港の整備促進について

愛媛県は全国有数の水産県であり、漁港数も全国第三位の一九五港を数えております。

このため、本県では水産業の振興を図るべく、生産漁港及び流通漁港の機能別整備を積極的に推進しておりますが、沿岸漁業の進展に伴い、漁港の早急な整備と漁港環境の改善を図ることがより一層強く要請されております。

つきましては、第八次漁港整備計画の期間内完成を図るよう、漁港整備に必要な事業費の確保について格別の御配慮をお願いいたします。

愛媛県農業会議

愛媛県農業協同組合中央会

一、米の市場開放阻止について
先進国間の国際収支の不均衡拡大と円高の進行

は、米国等からのわが国に対する農畜産物の市場開放を一層強く求める方向に作用し、昨年は農業者、系統農協、関係者が総力をあげて取り組んだ阻止運動にもかかわらず、オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化というきわめて不本意な形の決着を見ております。

さらにその後も、市場開放圧力が強まるなかで、全米精米業者協会による提訴をはじめ、わが国の基幹作物である米の市場開放に照準が当てられております。

われわれは、これまでの市場開放阻止運動を振り返り、教訓を引き出し、農協、農委の農政運動の主体的構築を図り、国民の生命・文化・歴史の基盤である米の市場開放阻止に総力で当たることとしております。

本県農業並びに地域経済ひいては日本の食料政策の基本を守るため特に米の市場開放阻止についてご支援いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

二、かんきつ、畜産対策について
わが国農業は、円高と貿易摩擦による市場開放圧力のもとで、輸入農畜産物の増大、基幹的農業就業者の減少と高齢化による担い手の脆弱化等、再編の過程で縮小再生産に陥りかねない状況にあります。

とりわけ、かんきつ、畜産は先般の日米二国間協議で、オレンジ・牛肉の三年後自由化が決定したことから、極めて厳しい対応をせまられることになりました。

今までも、かんきつ、畜産農家は経営体質強化のため、適地適作を基本とする品種更新、園地若がえり等の対策や肉質向上、生産コスト低減対策等に鋭意取り組んできたところであります。

かんきつ、畜産農家が求めるものは、安心して農業を営み、後継者に託せる経営環境の確立であります。よつて、かんきつ、畜産農家の現状を踏まえ、下記事項の実現に格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) 高品質果実並びに畜産物の低コスト生産体制を確立するため、産地生産基盤の整備等万全の国内対策を促進すること。
- (2) 果実・畜産物の流通体制の合理化と消費拡大対策の一層の充実のための環境整備をはかること。
- (3) 加工原料用果実価格の安定対策を講じること。

愛媛県森林組合連合会

林業振興対策の強化について
最近の森林・林業を巡る情勢は、木材需要の回復等明るい一面もみられるものの、円高に伴う国産材と外材の競合激化、林業経営諸経費の増高等による生産活動の停滞等依然として厳しい状況にあります。

このままで推移すれば、森林・林業は一層衰退し、ひいては、国土保全や水資源のかん養、空気の浄化等の機能の低下を生じ、国民生活の上からも極めて大きな影響があります。

国におかれましては、この様な情勢を十分ご賢察賜り

- (1) 林道等基盤整備
- (2) 間伐の推進
- (3) 木材需要の拡大

等低コストで優良材を生産し、供給できる体制の整備の確立に、ご理解をいただきますよう格別のご配慮をお願いいたします。

愛媛県漁業協同組合連合会

沿岸沖合漁業の振興について
ご案内のとおり、沿岸沖合漁業をめぐる情勢は、依然として厳しい環境下に置かれております。

つきましては、平成元年度の事業の推進、実施に格段のご高配を賜りますようお願い致します。

一、マリノベーション構想の推進について
県当局においては、水産庁のマリノベーション構想をふまえ、地域特性を生かした県独自の開発

構想づくりを進めており、漁業団体としても、早期実現に大きな期待を寄せているところであります。

つきましては、平成元年度において、これを計画的に推進するため、沿岸漁場整備開発事業、沿岸漁業構造改善事業、漁港整備事業など、各種事業の計画的な実施による沿岸沖合域の総合的な整備開発事業に格段のご配慮をお願いいたします。

二、栽培漁業等の推進について

漁業者による栽培漁業の実践とその定着化を推進するため、栽培漁業センターの拡充強化を図り、地域に密着した新魚種の開発及び放流技術の開発など栽培関係事業の推進を図られるよう格段のご配慮をお願いいたします。

三、水産物輸入の秩序化について

急激な円高等を背景として、水産物輸入は集中豪雨的な増加を示し、国内魚価に深刻な影響を与えております。

漁協系統も消費者ニーズへの対応等の努力を行なっているところでありますが、政府・国会におかれましては、下記につきご尽力賜りますようお願いいたします。

(1) IQの堅持

数少ない残存非自由化品目は、零細・中小漁業者の経営・生活を支えるものであるのみならず、多獲性魚目類として国民食糧確保の面からも重要なものばかりであり、この堅持が必要である。

(2) 自由化品目の輸入の秩序化

自由化品目の輸入は何らの歯止めもなく、水産物輸入が急激な増加を示している現在、価格形成上、核となる魚種、問題品目については、国の指導により生産・加工・流通・消費関係者による「需給調整協議会(仮称)」を設置し調整する等により、輸入の秩序化を図ることが必要である。

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本の農林業の育成・強化に関する請願(第六号)(第七号)(第八号)

一、日本の農林業の育成・強化、米の輸入自由化反対等に関する請願(第九号)

一、平成元年度農林年金庫補助に関する請願(第一七号)

一、平成元年度農林年金予算の確保と制度の改善に関する請願(第一八号)

第六号 平成元年一月二十日受理

日本の農林業の育成・強化に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡国頭村字辺土名一八

国頭村農業協同組合組合長 親川

弘 外二万五千九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

日本の農林業を育成・強化し、消費者と生産者のニーズにこたえる政策を進め、地域経済の活性化を図らねばならない。

第七号 平成元年一月二十日受理

日本の農林業の育成・強化に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡新宮町新宮一、〇四

八ノ八新宮町森林組合組合長

事 内海美明 外一万六千六百一十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八号 平成元年一月二十日受理

日本の農林業の育成・強化に関する請願

請願者 岡山県総社市中央一ノ一ノ一総社

市市長 本行節夫 外二万八千三百七十名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九号 平成元年一月二十日受理

日本の農林業の育成・強化、米の輸入自由化反対等に関する請願

請願者 北海道上川郡清水町南四条二ノ二
清水町町長 矢地広三 外一万三千七百六十二名

紹介議員 菅野 久光君

一、日本の農林業を育成・強化し、消費者と生産者のニーズにこたえる政策を進め、森林への投資の充実、地域林業の振興など地域経済の活性化のため農村と都市の均衡ある経済の発展を図ること。

二、衆・参両院で決議された「米の自由化反対に関する決議」一、米の需給安定に関する決議に基づき具体策を早期に図ること。

第一七号 平成元年一月三十日受理

平成元年度農林年金庫補助に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡有明町大字牛屋三、

〇五一 久野二一

紹介議員 大塚清次郎君

平成元年度の農林年金に対する国庫補助については、農林漁業団体の育成という政策及び農林漁業団体の特性を踏まえ、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、制度の健全化維持のために必要な国庫補助額を確保すること。
- 二、行革関連特例法により縮減された国庫補助額については、適正な利子を付した額を返還すること。
- 三、事務費補助を確保すること。
- 四、制度改善については、他の公的年金制度共通の制度改善と均衡を失しないよう所要の対応を行うこと。

第一八号 平成元年一月三十日受理

平成元年度農林年金予算の確保と制度の改善に関する請願

請願者 佐賀県唐津市鏡一、六七二 吉田

忠

紹介議員 大塚清次郎君

一、農林年金制度の健全化維持のために必要な国

る。また北海道の稲作農家は、米の安定生産供給を図るため、生産調整を進めながらも良食味牛乳やコスト低減に必死の努力を重ねているところである。アメリカ政府は、ガットの場において日本政府に対し市場開放策を示すよう求めているが、米市場開放を認めることは日本農業の崩壊

事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものをいい、「特定農産加工工業者」とは、特定農産加工工業に属する事業を行う者をいう。

第三條 特定農産加工業者又は事業協同組合その

の構成員のたけに行う事業については、事業提携の（生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発（農産加工工業に係るものに限る。）の協同化又は合併若しくは営業の全部若しくはは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。）に関する計画を

作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画

- 二 地域の農業の健全な発展に資するものであること。
- 三 その他政令で定める基準に適合するものであること。

(計画の変更等)

（以下「承認特定農産加工業者等」という。）は、

当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等が承認に係る計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に従つて経営改善措置又は事業提携を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）
第五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条

第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第二項、第十八条の三第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等（第三条第二項の承認に係る合併による設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）に対し、承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要な長期かつ低利の資金又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要な長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用に

ついては、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは、「特定農産加工業者経営改善臨時措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項並びに特定農産加工業者経営改善臨時措置法第五条第一項」とする。

（課税の特例）
第六条 第三条第一項の承認を受けた特定農産加工業者が承認計画に従つて特定設備の廃棄を行つた場合において、当該特定設備の廃棄を行つた当該特定農産加工業者については当該特定設備の廃棄により欠損金を生じたときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

2 第三条第一項又は第二項の承認を受けた特定農産加工業者が承認計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

3 第三条第一項又は第二項の承認を受けた特定事業協同組合等（以下「承認特定事業協同組合等」という。）が、承認計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該承認計画で定める新商品又は新技術の研究開発に係る試験研究（以下「承認計画に係る試験研究」という。）に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

4 承認特定事業協同組合等が、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員又は関連農産加工業者に対し承認計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員又は関連農産加工業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

5 承認特定事業協同組合等が、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員又は関連農産加工業者に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、承認計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

（資金の確保）
第七条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等が承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）
第八条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等に対し、経営改善措置又は事業提携の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（合理化施策の推進）
第九条 国及び都道府県は、特定農産加工業者が行う経営改善措置又は事業提携と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（雇用の安定等）
第十条 国は、特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、特定農産加工業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の者の職業及

び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（報告の徴収）
第十一条 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）
第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）
第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方税法の一部改正）
第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 特定農産加工業者経営改善臨時措置法（平成元年法律第 号）第三条第一項又は第二項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等（同条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。）が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三

条第一項に規定する経営改善措置又は同条第二項に規定する事業提携に係る事業（政令で定める施設をその用に供するものに限る。）の用に供する土地

附則第十一條の四に次の二項を加える。

15 道府県は、特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第二項の規定による承認を受けた同法第二條第二項に規定する特定農産加工業者が同法第四條第二項に規定する承認計画に従つて営業の譲渡（当該譲渡が同法の施行の日から平成六年三月三十一日までの間にされたものに限り、を）した場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産（政令で定めるものに限る。）を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認計画に係る事業（これに係るものとして政令で定める事業を含む。）の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が当該承認（同条第一項の規定による変更の承認を含む。）の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

16 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは、「附則第十一條の四第十五項に規定する不動産（以下第七十三條の二十七までにおいて「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける

土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第三十二條の三の二第九項中「次項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 事業所用家屋で第十項に規定する施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一條の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第一項又は第二項の規定による承認を受けた同法第二條第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三條第一項に規定する特定事業協同組合等（同条第二項の承認に係る合併に

より設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。）が同法第四條第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三條第一項に規定する経営改善措置又は同条第二項に規定する事業提携に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成六年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成五年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一條の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一第八項の規定を準用する。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案

肥料価格安定臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十八号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成元年六月三十日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林水産省設置法の一部改正）

第三条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第五十四號中「第五十九號に掲げるもの以外のもの」を削り、同条第五十九號を次のように改める。

五十九 削除

（通商産業省設置法の一部改正）

第四條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中第六十二號を削り、第六十三號を第六十二號とし、第六十三號の二を第六十三號とする。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆）

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けに関し、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）等の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「特定農地貸付け」とは地方公共団体又は農業協同組合が農地農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限り、（）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付

け」という。で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。
- 二 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- 三 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。

(特定農地貸付けの承認)

第三条 地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行うおとるときは、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等)に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。に提出して、第三項の規定による承認を求めることができる。

2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
 - 二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
 - 三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
 - 四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
 - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 3 農業委員会は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。

- 一 前項第一号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう)の農

業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

- 二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
- 三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
- 四 その他政令で定める基準に適合するものであること。

(農地法の特例)

第四条 前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地並びに当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの(以下「特定承認農地」という。)については、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。

3 特定承認農地の賃貸借については、農地法第十八条、第十九条本文、第二十条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十五条の規定は、適用しない。

4 特定承認農地についての農地法第二条第九項に規定する小作料については、同法第二十一条第一項本文、第二十二條第一項本文、第二十三条、第二十四条及び第二十四条の三の規定は、適用しない。

適用しない。

5 特定承認農地の利用関係の紛争については、農地法第二章第六節の規定は、適用しない。

(農業協同組合法の特例)

第五条 農業協同組合は、第三条第三項の承認を受けたときは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条の規定にかかわらず、組合員の所有に係る農地について特定農地貸付けを行うことができる。

(土地改良法の特例)

第六条 特定承認農地についての土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

(特別区等の特例)

第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等)に関する法律第三十五条第二項の承認に係るものを除く。にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四項、第十八条第七項及び第二十三條第十六項中「昭和六十四年三月三十一日」を平成四年三月三十一日に、「昭和六十七年三月三十一日」を平成四年三月三十一日に、「昭和六十八年三月三十一日」を平成五年三月三十一日に改める。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約五百三十万円と見込まれる。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆)

平成元年四月五日印刷

平成元年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K